



第3期鳥羽市地域福祉活動計画

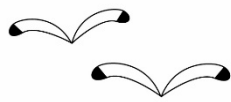
人とひとがつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽



令和2年3月
社会福祉法人
鳥羽市社会福祉協議会

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画における社会福祉協議会の役割	4
第3節 計画の位置づけ	5
第4節 計画の期間	6
第5節 策定の手法	6
第2章 鳥羽市の地域福祉の現状と課題	7
第1節 統計からみる鳥羽市の地域特性	8
第2節 第2期地域福祉活動計画の現状と課題	15
第3節 まちトークより	21
第3章 基本的な方向性	25
第1節 鳥羽市のめざす福祉のまちづくりの姿	26
第2節 基本理念	27
第3節 基本目標	28
第4節 施策体系	29
第5節 地域福祉活動圏域について	30
第4章 計画の展開	31
第1節 重点プログラム	32
第2節 具体的な施策	36
第3節 地域福祉活動計画成果指標	74
第5章 計画の推進	75
第1節 計画の推進体制について	76
第2節 計画の進捗管理	78
資料編	79



第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨



1. 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」で定めた目標を実現するために、地域住民等が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める行動計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により地域福祉の推進役として位置づけられているため、「地域福祉活動計画」は社会福祉協議会が中心となって作成しますが、地域住民や当事者団体、社会福祉事業者やNPO団体等、地域福祉活動にかかわる団体や個人が連携し、主体的、自発的に地域における福祉活動に取り組むためのガイドブックとしての役割を示すものです。

社会福祉法の改正により行政の「地域福祉計画」が努力義務とされ、地域福祉の推進が、より一層求められているなか、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」が車の両輪として、一体的に地域福祉を推進していく必要があります。

2. 計画策定の背景

近年の少子・高齢化、人口減少は、地域の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす大きな課題となっています。地域・家庭・職場での支えあいの基盤が弱まるなかで、単身世帯が増加するとともに、社会的孤立や生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、また適切な支援に結びつかないために課題が深刻化しているケースが増えています。

こうしたことから、地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。国においては、平成29年2月に厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より、地域共生社会の実現に向け、①地域課題の解決力の強化②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化、④専門人材の機能強化・最大活用の4つを柱とする改革工程が示されました。

また、社会福祉法改正を受けて厚生労働省が公表した「地域福祉計画の策定ガイドライン」では、地域福祉活動計画は地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められるとされています。

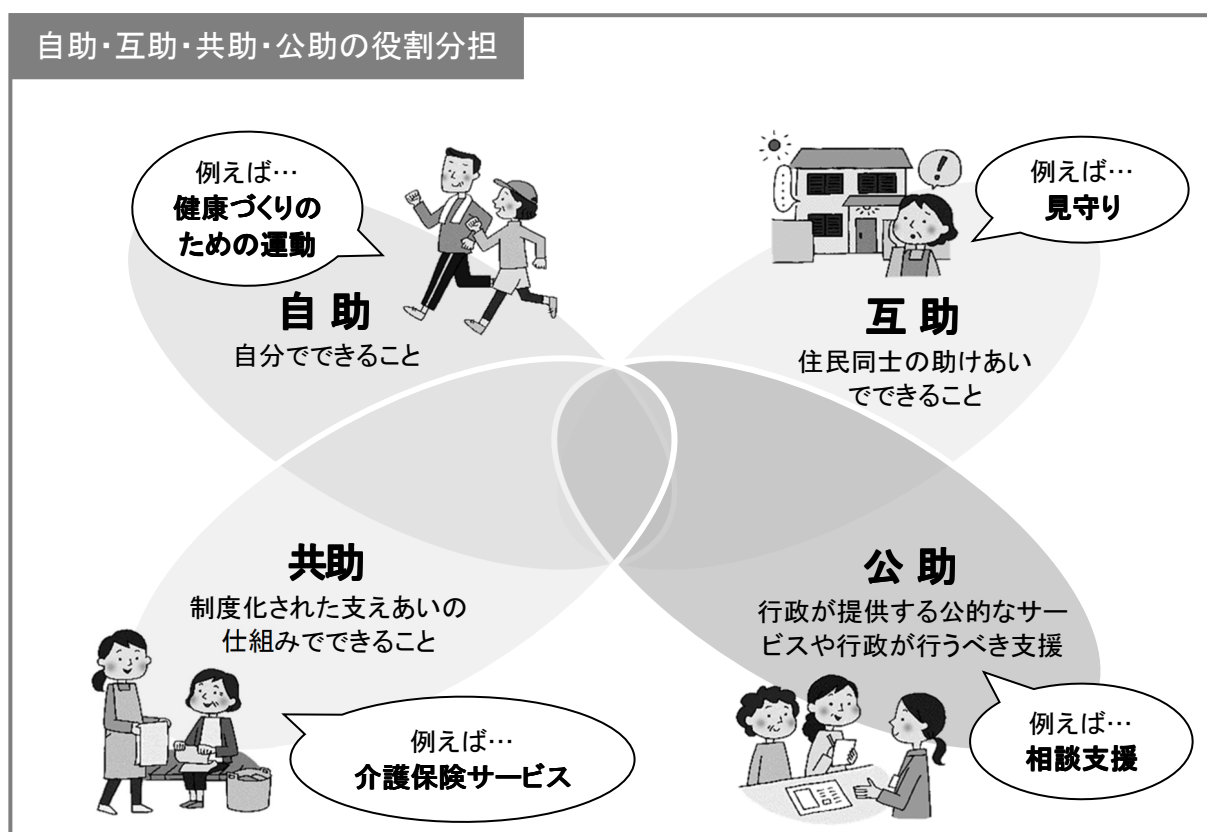
「第3期鳥羽市地域福祉活動計画（以下、本計画という。）」においても、「第3次鳥羽市地域福祉計画」の実現に向けて、両計画を一体的に策定します。

3. 地域福祉を推進するには

私たちが暮らしている地域では、一人暮らしの高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などあらゆる人々が暮らしており、それぞれに様々な悩みや困りごとを抱えています。専門的な福祉サービスを利用しないと解決できないこともあれば、近隣住民のちょっとした気付きや手助けで解決できることもあります。

そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること（自助）、住民同士の助けあいでできること（互助）、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支えあいの仕組みでできること（共助）、行政が提供する公的なサービスや行政が行うべき支援（公助）、この「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と連携の下で課題解決をしていくことが大切です。





第2節 計画における社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域社会において、住民をはじめ社会福祉及び保健衛生等に関する専門家や専門機関、団体等の参加協力を得て、住民の福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

近年、社会状況の変化や個人の価値観の多様化を受け、地域住民同士のつながりは失われつつあります。また、地震・台風等の自然災害をはじめ、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の社会問題、人権を無視するような事件の発生等により、あらためて地域のあり方が問われるとともに、住民同士が互いに支えあい、助けあえるまちづくりが求められています。そのため、これまで以上に地域へ出向き、各地域のニーズを十分に把握し、必要な対応が図れる体制を地域住民と協働で整備していくことが必要となります。

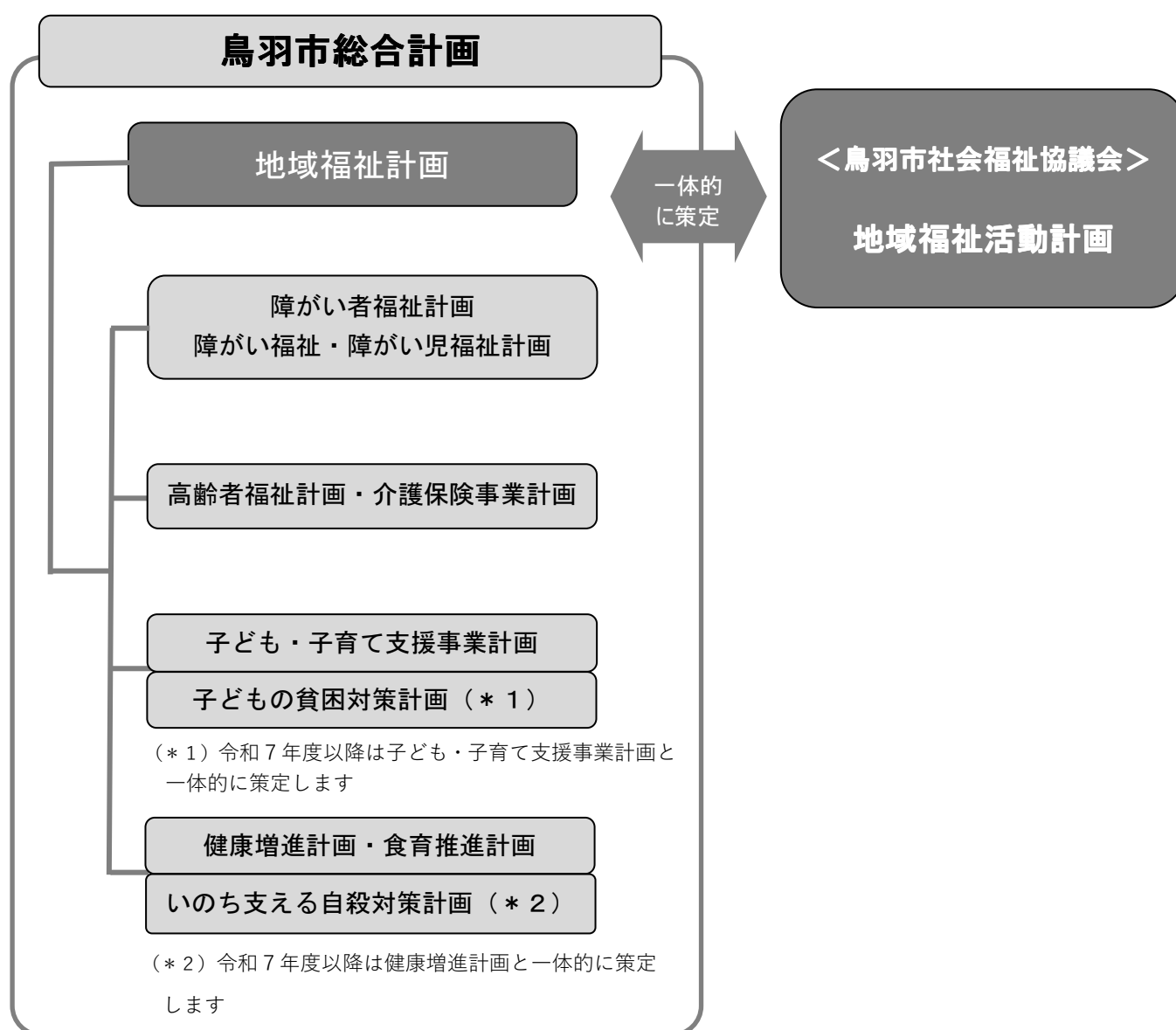
そのようななかで、本計画で実施する事業については、社会福祉協議会が中心となり福祉活動の促進を図るとともに、住民主体による福祉活動が地域のなかで十分に行えるよう、また、「地域の福祉力」が向上するよう、福祉推進員の充実、地域の支えあい、地域福祉課題解決の仕組みづくり、ボランティアセンターの機能強化を重点課題とし、地域住民とともに地域福祉の推進を図っていきます。



第3節 計画の位置づけ

鳥羽市社会福祉協議会では、平成22年に「鳥羽市地域福祉活動計画」を、平成27年には「第2期鳥羽市地域福祉活動計画」を策定し、鳥羽市が策定する「鳥羽市地域福祉計画」と連携を図りながら地域福祉を推進してきました。

「第3期鳥羽市地域福祉活動計画」を策定するにあたっては、国の法改正や近年の地域福祉を取りまく状況を踏まえつつ、行政と地域住民や社会福祉協議会をはじめとする各種団体・機関が連携を強化し、地域福祉に関わる様々な支援や基盤づくりを同じ方向性でより効果的に推進するため、市が策定する「地域福祉計画」と一体的に策定します。





第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鳥羽市 地域福祉計画 (鳥羽市)			第2次					第3次(本計画)		
鳥羽市 地域福祉活動計画 (鳥羽市社会福祉協議会)			第2期					第3期(本計画)		



第5節 策定の手法

(1) 「鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会」での審議

計画策定にあたっては、「鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) 前回計画の評価・検証の実施

前回計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況などについての評価・検証を実施しました。

(3) アンケート調査の実施

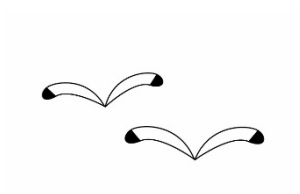
地域福祉についての市民の考えや意見を把握するために、アンケート調査を実施しました。

(4) 関係団体調査の実施

地域の状況や福祉課題を把握するため、地域や福祉に関係する団体に対し、ヒアリング調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、第3期鳥羽市地域福祉活動計画案について市民の意見を募りました。



第 2 章 鳥羽市の地域福祉の現状と課題

第1節 統計からみる鳥羽市の地域特性

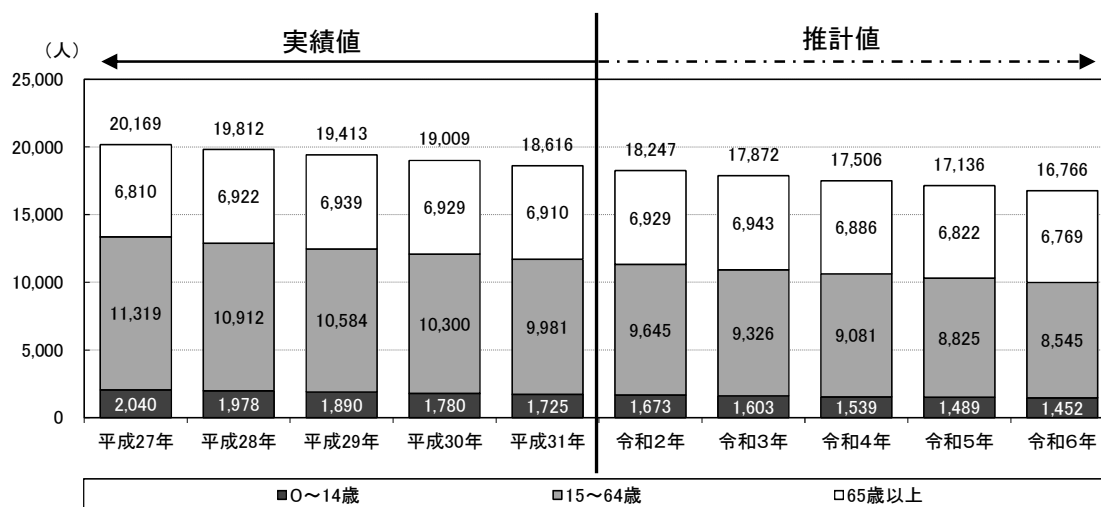


1 総人口・年齢3区分別人口の推移及び推計

総人口は減少を続けており、平成31年は18,616人となり、平成27年より1,553人減少しています。コーホート変化率法による将来人口推計では、令和6年には16,766人とさらに1割程度減少する見通しとなっています。

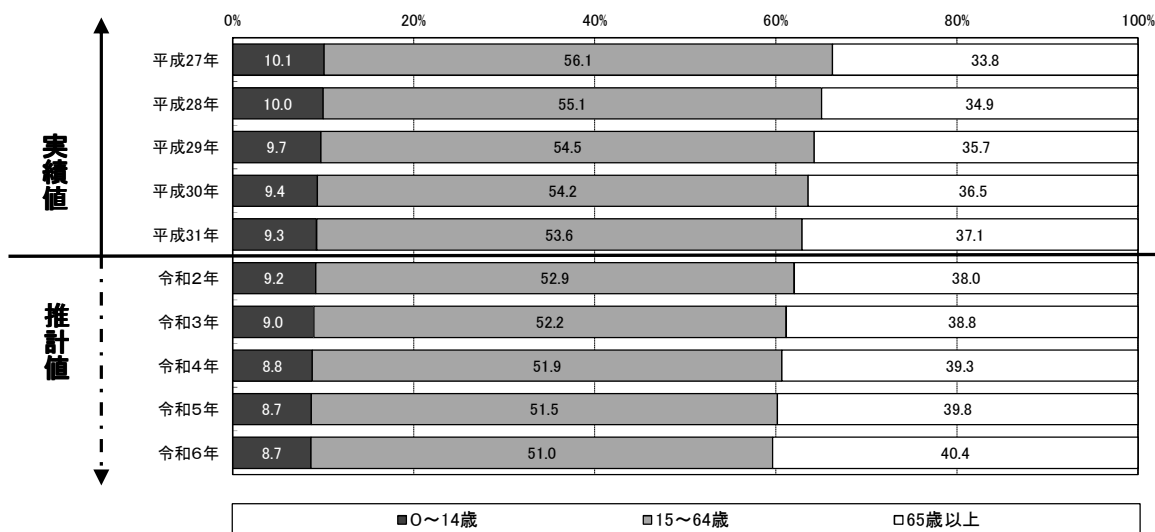
また、年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の高齢者の割合が年々高くなり、令和6年には40%を超えるとみられています。

■総人口・年齢3区分別人口の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳（3月末）・コーホート変化率法による推計値

■年齢3区分別人口割合の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳（3月末）・コーホート変化率法による推計値

※四捨五入の関係でグラフの合計が100%にならない場合があります。

2 地区別の人口

地区		年齢	人口	地区別構成比 (%)	市全体に占める比率 (%)
鳥羽地区	池上町・小浜町	0～14 歳	407	9.1	24.1
	堅神町	15～64 歳	2,317	51.6	
	鳥羽1～5丁目	65 歳以上	1,762	39.3	
	屋内町	合計	4,486	100.0	
安楽島地区	安楽島町	0～14 歳	541	11.6	25.0
	大明西町	15～64 歳	2,745	59.0	
	大明東町	65 歳以上	1,369	29.4	
	高丘町	合計	4,655	100.0	
加茂地区	岩倉町・河内町	0～14 歳	312	10.0	16.8
	幸丘・白木町	15～64 歳	1,703	54.4	
	船津町・松尾町	65 歳以上	1,112	35.6	
	若杉町	合計	3,127	100.0	
鏡浦地区	石鏡町	0～14 歳	68	5.5	6.6
	浦村町	15～64 歳	646	52.6	
		65 歳以上	514	41.9	
		合計	1,228	100.0	
長岡地区	畔蛸町・相差町	0～14 歳	156	8.3	10.1
	国崎町・堅子町	15～64 歳	1,014	53.7	
	千賀町	65 歳以上	718	38.0	
		合計	1,888	100.0	
離島地区	神島町・坂手町	0～14 歳	241	7.5	17.4
	菅島町・答志町	15～64 歳	1,556	48.1	
	桃取町	65 歳以上	1,435	44.4	
		合計	3,232	100.0	
市全体		0～14 歳	1,725	9.3	100.0
		15～64 歳	9,981	53.6	
		65 歳以上	6,910	37.1	
		合計	18,616	100.0	

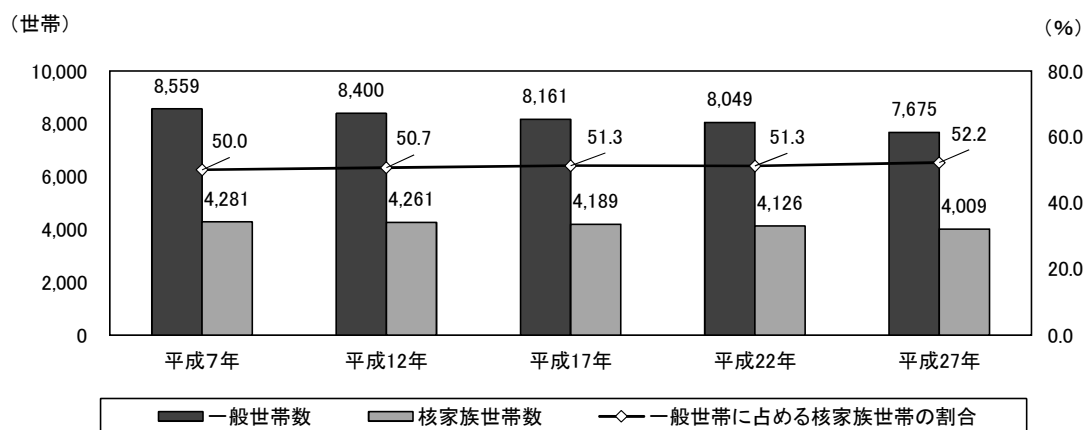
資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月末）

3 世帯の状況

鳥羽市の世帯の状況では、一般世帯※数、核家族世帯数ともに減少しています。しかし、一般世帯に占める核家族世帯の割合が上昇傾向にあります。

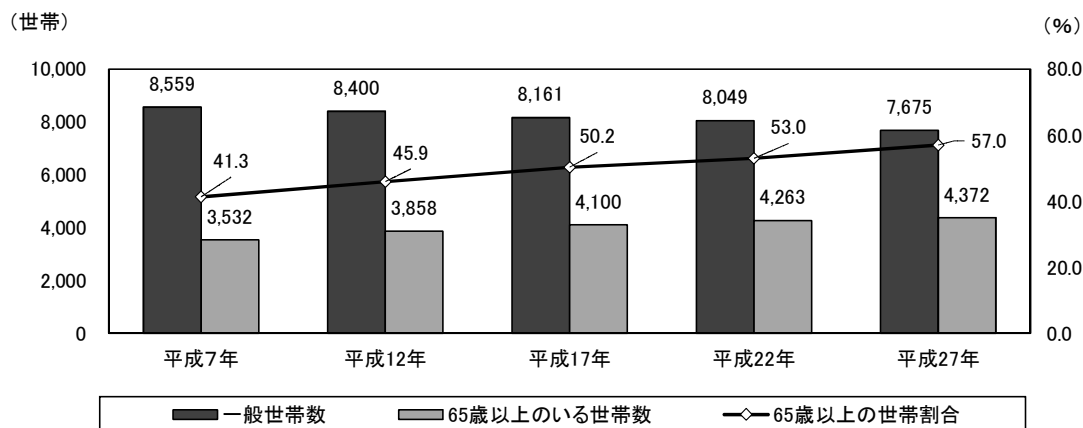
また、65歳以上のいる世帯数は年々増加し、一般世帯に占める割合も高くなってきています。平成27年には57.0%になっています。

■一般世帯数、核家族世帯数とその割合の推移



資料：国勢調査

■一般世帯数、65歳以上のいる世帯数とその割合の推移



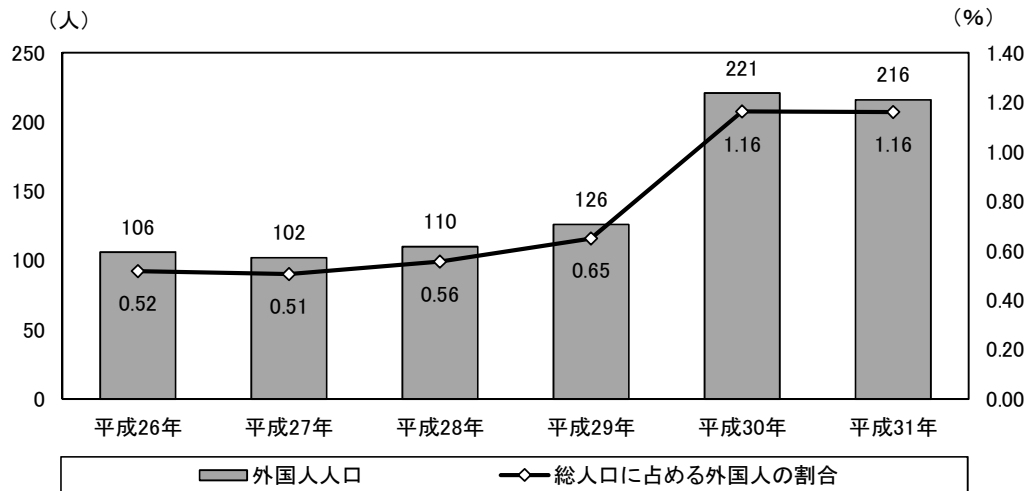
資料：国勢調査

※一般世帯とは・・・同じ住居で生活をともしている人の集まりや単身者、会社などの寮に住んでいる人をいいます。全世帯は、これに加えて、病院の入院患者や施設の入居者、学校の寮で暮らす学生が含まれます。

4 外国人人口の状況

外国人人口は、平成 30 年に大きく増加し、平成 31 年には 216 人となっています。総人口に占める割合も増加しており、平成 29 年は 0.65%でしたが、平成 31 年は 1.16%となっています。

■外国人人口の推移

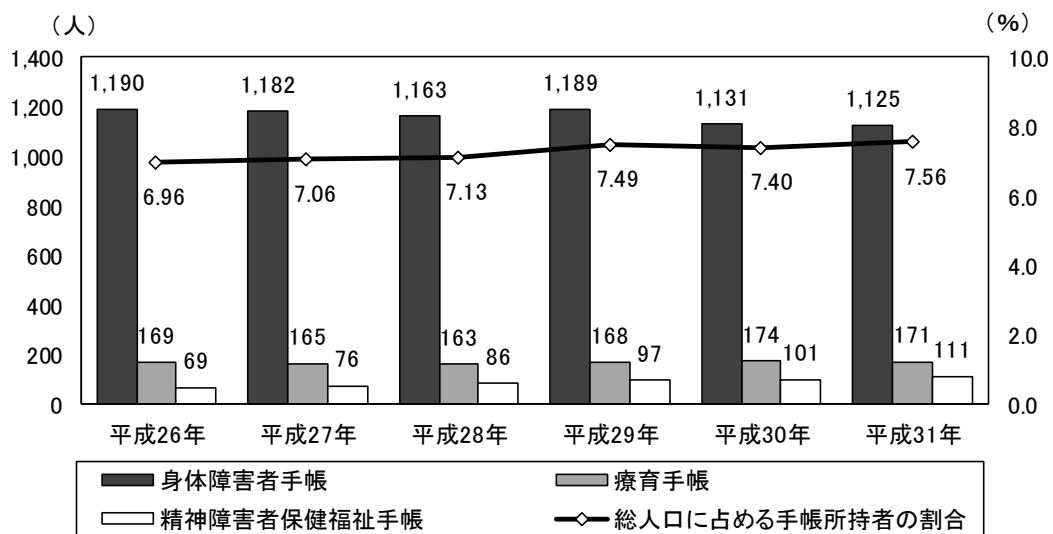


資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

5 障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者は平成 29 年をピークに減少しています。療育手帳所持者は平成 28 年から平成 30 年にかけて増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者も年々、増加しています。総人口に占める手帳所持者の割合は、やや増加傾向にあります。

■各種手帳所持者の推移

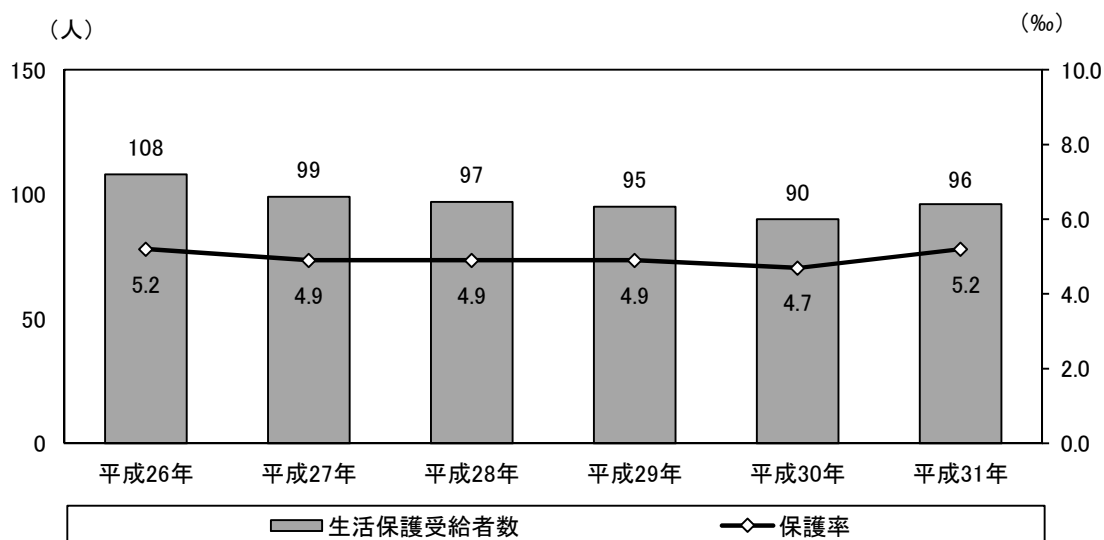


資料：健康福祉課（各年 4 月 1 日）

6 生活保護の受給状況

生活保護の受給者数は平成 30 年まで減少していましたが、平成 31 年に増加しています。保護率（千人あたり）は平成 26 年以降、おおむね横ばいとなっています。

■生活保護受給者数及び保護率の推移

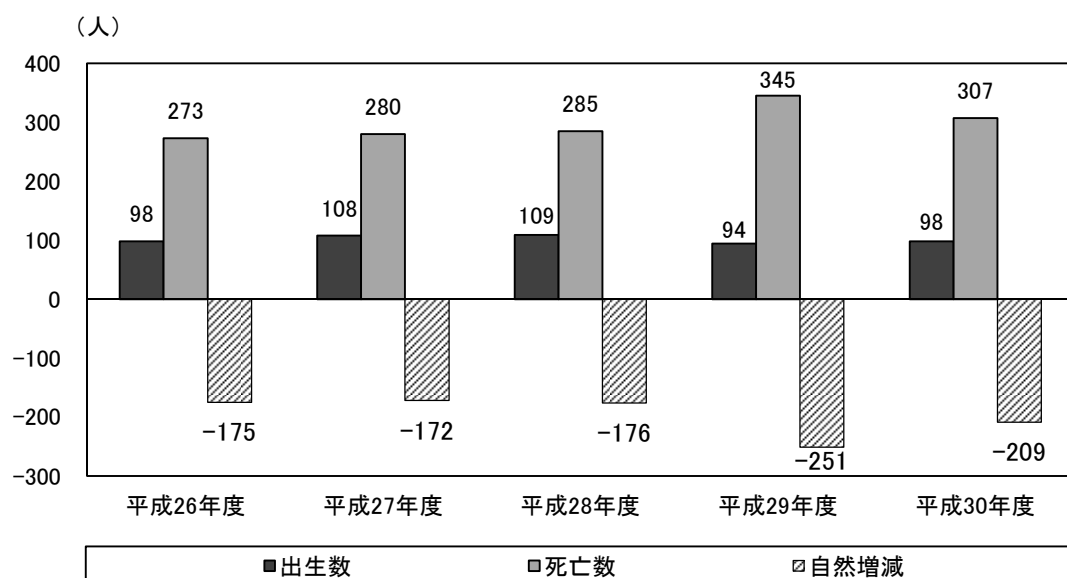


資料：健康福祉課（各年3月末）

7 出生数及び死亡数の状況

出生数を死亡数が大きく上回る状況が続いています。平成 30 年度は出生数が 98 人に対し、死亡数は 307 人で、209 人の自然減となっています。

■出生数及び死亡数の推移



資料：企画財政課（各年度4月1日から3月末）

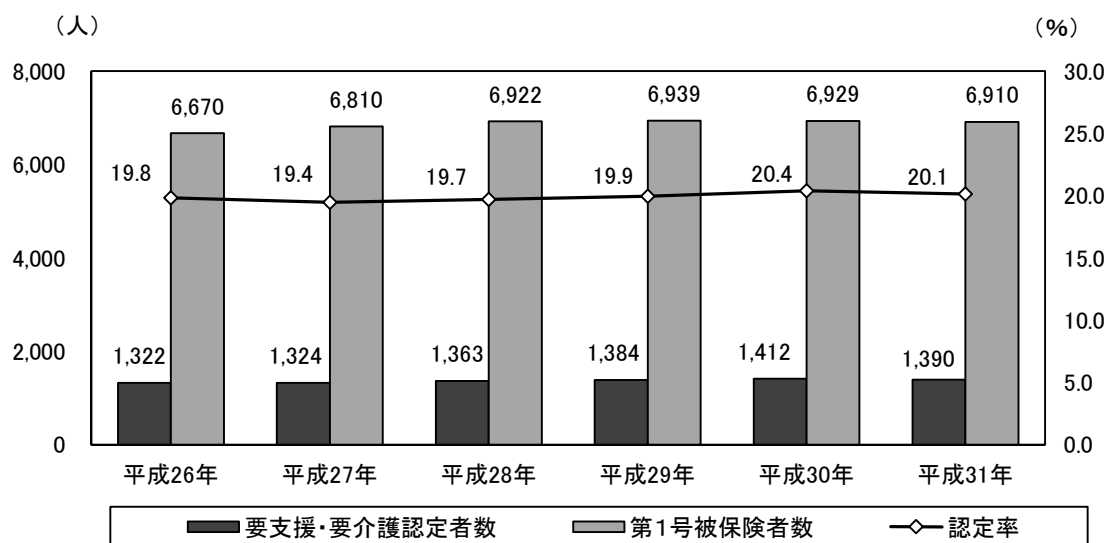
8 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、平成30年までは増加していましたが、平成31年には減少しています。

認定率についても、平成30年をピークに減少しています。

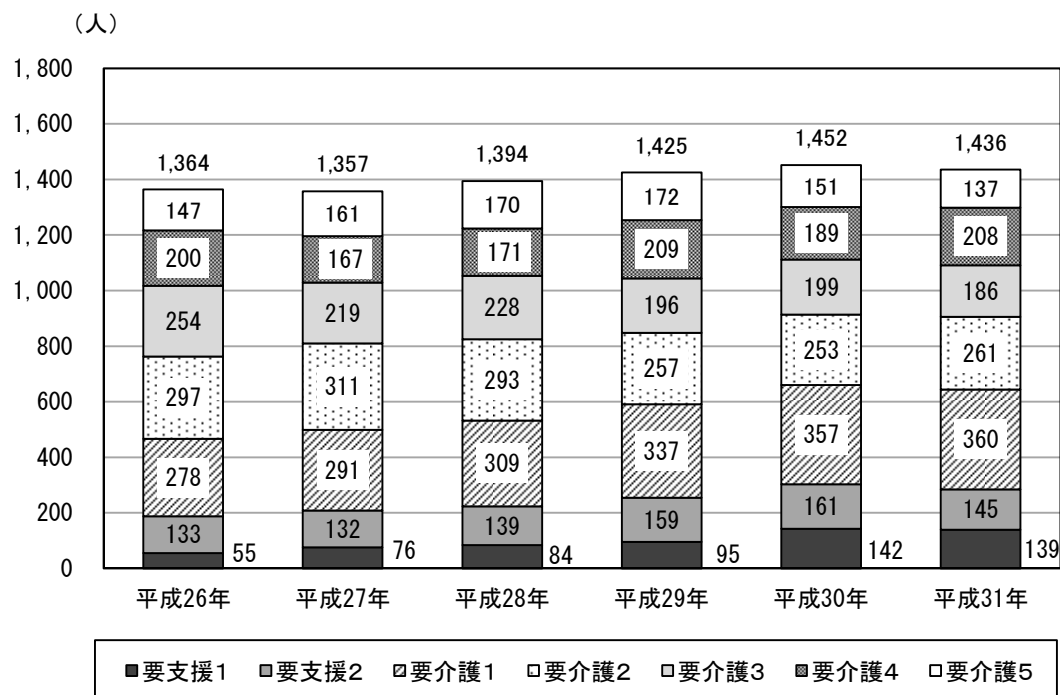
要支援・要介護認定者数のなかでは、「要介護1」が最も多くなっており、年々増加しています。

■要支援・要介護認定者数（1号被保険者）及び第1号被保険者数の推移



資料：健康福祉課（各年3月末）

■要支援・要介護認定者数（第1号・2号被保険者）の介護度別人数の推移



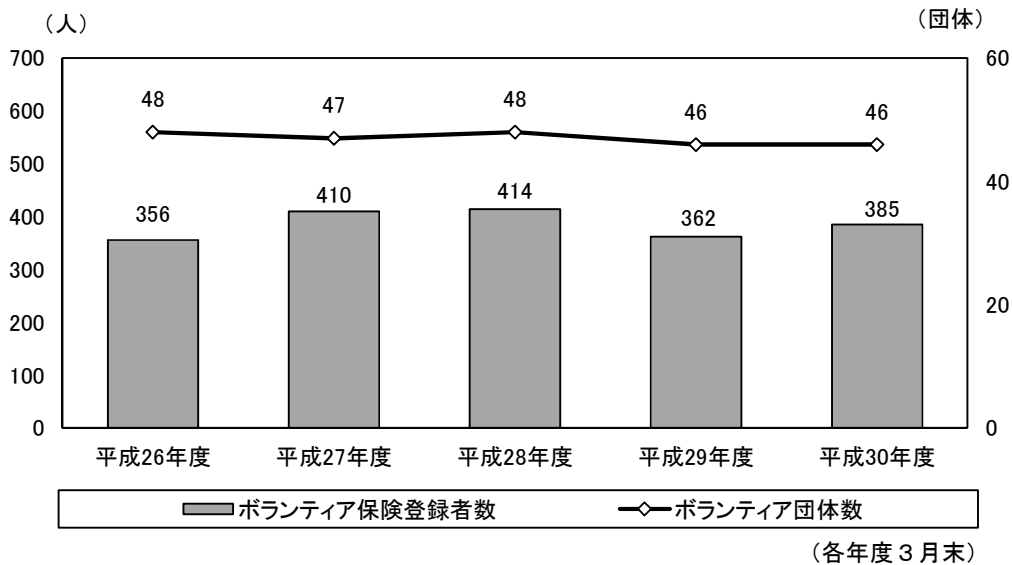
資料：健康福祉課（各年3月末）

9 ボランティア活動の状況

(1) ボランティア保険登録者数の推移

ボランティア保険登録者数は、平成 28 年度は 414 人でしたが、平成 30 年度には 385 人に減少しています。ボランティア団体数は、おおむね横ばいとなっています。

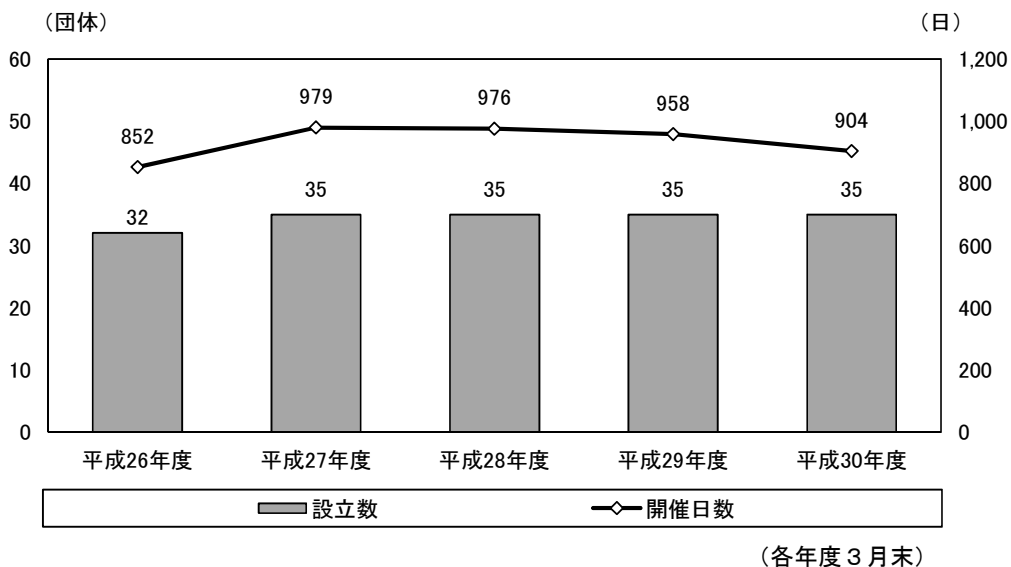
■ボランティア保険登録者数及びボランティア団体数の推移



(2) 地域サロン活動の状況

地域サロン活動については、平成 27 年度以降、35 団体となっています。開催日数については、平成 30 年度は 904 日となっています。

■地域サロン活動の設立数と開催日数の推移





第2節 第2期地域福祉活動計画の現状と課題

《1》 だれもがつながることのできるまちづくり

1 社会福祉協議会の取り組みについて

- 高齢者サロンは32地区、子育てサロンは3地区で立ち上がっており、その活動を支援しています。
- ひだまりフェスタを平成30年は10月21日に開催し、鳥羽市地域自立支援協議会が模擬店を出店したほか、障がい者の地域参加についての支援、PRを行いました。
- 福祉いどばた会議等のなかで、地域の助けあいについて講習を行いました。
- 町内会、自治会の要望に応じ、公園遊具整備補助を行っています。
- 社会福祉協議会杯新人学童軟式野球大会への助成を行いました。
- 介護保険サービス事業者連絡会と連携し、市内小中学校対象の1日福祉体験教室を行い、介護福祉施設体験のなかでユニバーサルデザインやバリアフリーについて学んでいただきました。
- ボランティア団体「はまゆう会」と合同で加茂中学校1年生を対象に「高齢者についての勉強会」を開催しました。
- 介護保険サービス事業者連絡会と合同で市職員組合女性部を対象に「介護に役立つ知識と介護について」の学習会を開催しました。
- 市内小中学校13校に対して、福祉協力校の助成を行いました。
- 福祉協力校担当教諭と福祉協力校連絡会議を行い、福祉教育の意義や地域と児童との関わりについて意見交換を行いました。
- 学校や企業、自治会等の地域団体等の要望に応じて「福祉いどばた会議（福祉出前トーク）」を開催しています。
- 障害者自立支援協議会とバリアフリータウンウォッチングを行うなど、ユニバーサルデザインについての啓発を行っています。

指 標			
内 容	平成25年度実績	平成31年度目標	現状 (平成30年度実績)
「福祉いどばた会議」における自治会、老人クラブ、婦人会等への職員派遣回数	5回	10回	2回
「福祉いどばた会議」における学校への職員派遣回数	3回	10回	3回
「福祉いどばた会議」における企業等への職員派遣回数	2回	10回	3回

【課題】

- ボランティア交流会やサロン研修会、防災デイキャンプなどの交流の機会を設けていますが、企業等への周知を図ることや、若者の参加を促進するなどの課題があります。
- 地域福祉懇談会の開催や困りごとの聞き取りを行っていますが、地域での課題解決力を高めるためにも、地域での福祉課題解決の仕組みづくり、地域交流をさらに充実させることが必要です。
- ユニバーサルデザインについての啓発を行っていますが、物理的な障壁の除去だけでなく、文字の大きさや色彩の配慮など情報提供の上でのバリアフリー化に努めることが求められます。

2 調査結果から

※調査結果については、地域福祉計画 P 13～23 参照

①アンケート調査結果から

- 町内会行事や地域活動に積極的になれない理由で、「どこで活動しているかわからない」が 42.8% と最も高くなっています。活動場所や活動内容を知ってもらう工夫が必要です。
- 福祉の情報を得るうえで役立っているものについて、市の「広報とば」が最も高くなっていますが、「10～20 歳代」は「40 歳代」よりも 10 ポイント近く低くなっています。年齢が高いほど「広報とば」を情報源としている割合が高い傾向がありますが、40 歳代以下では「とばメール」や「インターネットによる情報」、「市のホームページ」で情報を得ている様子がうかがえます。様々な活動への参加を促進するためにも、各年代層に応じた情報発信のあり方を検討する必要があります。

②団体調査結果から

- 自治会加入率の低下や老人クラブ、婦人会、子ども会などの地縁組織の解散など、地域の結びつきが失われつつあります。地域において、高齢者や子ども、女性などが連携した取り組みを実施しようとしても、連携したい組織が存在しないということもあります。子ども会が活動を継続できなくなった場合に自治会等が子どもを対象とした行事を行うなど地縁団体のあり方を見直すとともに、既存の団体にとらわれず、個人として参加できる方法を検討することが求められます。
- 昔は「向こう 3 軒両隣は顔見知り」といわれましたが、今は、隣が何をしている人かわからないという声があります。プライバシーに踏み込まれるのを嫌がる人もいて、人や車の出入りで事情を察するしかないという状況になっています。地域のつながりづくりが課題になっています。
- 活動場所が確保できているという団体がある一方で、活動に適した場所がないという団体もあります。気軽に足を運んで活動に参加できる場所の確保が求められます。

《2》 一人ひとりの声を聞き、支えあうまちづくり

1 社会福祉協議会の取り組みについて

- 22 地区に地域福祉推進員を配置しています。
- 福祉事業所、地域福祉推進員、民生委員・児童委員と連携を図るため、交流研修会を開催しました。
- 地域力強化推進事業により、地域づくりへの参画を促進する取り組みを行いました。
- 民生委員・児童委員、地域福祉推進員が地域の要援護者の支援を行っています。
- 高齢者福祉票を作成し、一人暮らしの高齢者の生活を支援しています。令和元年度までに 1,755 ケースとなっています。
- 民生委員児童委員協議会と教育委員が連携し、地域の学校訪問や交流会議を行いました。
- 「福祉いどばた会議」を利用し、地域で災害時要援護者の避難支援についての講演会を開催しています。
- 災害ボランティアの養成を行い、18 名が登録しています。
- ボランティアスクールを開催し、ボランティアやボランティアリーダーを養成しています。
- 「ほっとスマイルサービス」として、通院介助やゴミ出し、話し相手等のインフォーマルサービスの活動をしています。
- 地域福祉懇談会を開催し、地域の組織化、アクションプランづくりに取り組んでいます。
- 障害者互助会防災デイキャンプを毎年実施しています。

指 標			
内 容	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標	現状 (平成 30 年度実績)
地域福祉推進員設置自治会数	16 地区	全自治会	22 地区
災害ボランティア登録者数	22 人	100 人	18 人
自主防災会組織数	45 地区	47 地区	45 地区
ボランティア登録者数	1,203 人	1,400 人	1,335 人
ボランティアスクール参加者数	118 人	200 人	309 人
ほっとスマイルサービス利用会員数	23 人	100 人	40 人
ほっとスマイルサービス協力会員数	36 人	100 人	33 人
福祉コミュニティ数	未実施	3 か所	協議中
アクションプラン策定地区	未実施	3 地区	協議中

【課題】

- 近年の大規模災害を教訓に、災害についての研修や防災イベントなどの取り組みを一層推進することが重要です。
- 地域の福祉コミュニティづくりに向けて、地域福祉懇談会を通じて住民の理解を深めることがますます求められます。
- ボランティアスクール参加者数、ボランティア登録者数ともに増加していますが、あらたな地域課題に対応するボランティアを育成することが求められます。

2 調査結果から

※調査結果については、地域福祉計画 P 13～23 参照

①アンケート調査結果から

- 悩みや不安があったときに相談する相手については、家族や友人・知人、親類が多く、市の相談窓口や民生委員・児童委員、社会福祉協議会は5%未満となっています。4.9%とわずかではありますが、「相談できる人がいない」という回答もあります。家族や親族以外に、行政や支援機関とつながる仕組みづくりが必要です。
- ご近所とのつきあいのなかで「手助けしてほしい」ことでは、14.2%が「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなどの手助け」、10.2%が「話し相手」と回答しています。また、「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなどの手助け」については27.1%が、「話し相手」は31.6%が「手助けしてもいい」と回答しています。「手助けしてもいい」と人と、「手助けしてほしい」人を結びつける仕組みが求められます。
- 30～40歳代でボランティア活動に「参加していないが興味がある」という回答が4割近くになっており、ボランティア活動に参加してもらおう仕掛けづくりが求められます。
- 地域福祉推進員について、「名前も活動の内容も知らない」が7割近くを占め、認知度は低くなっています。新規の設置も進んでいない状況です。

②団体調査結果から

- 老人クラブより、「これまでは、お年寄りはお年寄りとして助けてもらっていたが、これからは元気なシニアが助ける側にまわることが必要」という意見がありました。若い世代が仕事と育児の両立で余裕がないなかで、シニア世代に地域活動の中心を担う役割が求められています。
- マンションやアパートなど若い人が多い地域では、自治会に加入していない人が増えています。防災活動など自治会の利点を理解してもらいつつ、互いに支えあう地域づくりに参加を促すことが大切です。

《3》 必要な人に必要な支援が届くまちづくり

1 社会福祉協議会の取り組みについて

- 広報誌「福祉ウェーブ」を年6回発行し、見やすい紙面づくりをめざして創意工夫しています。
- 無料法律相談を月に1回、司法書士相談を2か月に1回、公証人相談を2か月に1回、一般相談を月に1回、行っています。
- 介護保険やボランティア相談を随時行っています。
- 地域包括支援センターと連携を深め、ケア体制の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員と地域福祉推進員の連携を深め、高齢者支援、見守りの強化を図ります。
- 鳥羽市地域自立支援協議会の「くらし・相談支援部会」、「しごと部会」、「障がい福祉事業所部会」の3部会で障がい者の地域での生活向上をめざして活動しています。「バリアフリータウンウォッチング」や「民生委員対象市内福祉事業所見学会」を実施しました。
- 生活困窮者自立支援に向けて、相談事業や自立支援計画の作成を行っています。市民を対象として講演会「『働くこと』について考える！」を開催しました。
- 生活困窮者の就労支援を目的に、市民就労バスツアーやプチ勤務お仕事カタログ作成、就職説明会を開催しました。
- 生活困窮者の家庭の子どもを対象として学習支援「YELL（エール）」を開催しています。
- 生活福祉資金貸付事業を行っています。
- 三重県社会福祉協議会より日常生活自立支援事業を受託し、金銭管理等の支援を行っています。
- 市の虐待防止ネットワーク協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員と協力しながら、虐待の早期発見、防止に取り組んでいます。

指 標			
内 容	平成 25 年度実績	平成 31 年度目標	現状 (平成 30 年度実績)
介護保険サービス事業者連絡会開催回数	27 回	30 回	31 回
鳥羽市地域自立支援協議会(障がい福祉事業所部会)開催回数	4 回	6 回	5 回

【課題】

- 関係機関や税務課等と連携し、生活困窮者の把握と支援を進めています。引き続き、関係機関との連携による支援が求められます。
- 生活困窮状態にある子どもの学習支援に取り組んでいますが、離島や南鳥羽の地域の子どもたちへの支援が課題となっています。

①アンケート調査結果から

- 地域を担当している民生委員・児童委員の認知度について、地域間で開きがあります。離島地域では8割近く、長岡地区も7割近くが「顔も名前も知っている」と回答していますが、安楽島地区では「名前も顔も知らない」が5割、鳥羽地区では4割以上になっています。また、年代別でも60歳代以上は「顔も名前も知っている」の割合が高いですが、40歳代以下では「名前も顔も知らない」の割合が高く、年代でも開きがあります。住んでいる地域や年代に関わらず、支援が必要となったときに相談できる民生委員・児童委員の周知を図ることが必要です。
- 地域に見守りを必要とする人や気にかかる人の有無については、42.7%が「いない・わからない」と回答しています。見守りを必要とする人との関わりについては、「出会ったときに声をかけたりあいさつをしている」が6割以上で、「日頃から相談にのったり手助けをしている」は1割程度となっています。支援が必要な人に、地域全体で見守り、支える仕組みづくりが求められます。

②団体調査結果から

- 生活上の課題を抱えている人を支援するには、民生委員・児童委員や老人クラブのシルバーヘルパーの力によるところが大きいです。地域によって連携のあり方や人員配置に違いがある場合もみられます。民生委員・児童委員とシルバーヘルパーの連携や、情報共有等の仕組みづくりが必要です。また、民生委員・児童委員をサポートする地域福祉推進員も充実させることが必要です。
- ボランティア連絡協議会に所属している団体数に変化がない一方、それぞれのボランティア団体の会員数は減少傾向にあります。あらたな地域課題に対応する人材を育成し、新しいボランティア団体の立ち上げを支援する必要があります。



第3節 まちトークより

鳥羽市社会福祉協議会では、令和元年度から、鳥羽市より地域力強化推進事業を受託し、これまで行ってきた地域福祉懇談会を「まちトーク」という名称に改め、地域の話し合いの場づくりに取り組んでいます。

令和元年度は20地区を対象に「まちトーク」を実施し、地域の方々から様々な意見をいただきました。

	地区名	日時（令和元年度）
1	相差町	5月24日（金） 18時30分～
2	畔蛸町	6月4日（火） 12時30分～
3	堅子町	6月12日（水） 10時～
4	大明西町	6月18日（火） 13時～
5	桃取町	6月21日（金） 18時～
6	答志和具（答志町）	6月25日（火） 18時35分～
7	答志（答志町）	6月26日（水） 18時35分～
8	高丘町	7月11日（木） 18時30分～
9	大明東町	7月12日（金） 19時～
10	今浦（浦村町）	7月17日（水） 19時～
11	本浦（浦村町）	7月23日（火） 19時～
12	小浜町	7月28日（日） 13時30分～
13	さくらが丘（安楽島）	8月21日（水） 13時～
14	国崎町	9月6日（金） 19時～
15	千賀町	9月25日（水） 14時～
16	ハイタウン鳥羽（松尾町）	9月29日（日） 10時～
17	石鏡町	10月26日（土） 19時～
18	船津町	11月2日（土） 19時～
19	安久志（安楽島町）	1月16日（木） 13時30分～
20	安楽島町	3月15日（日） 19時～ ※新型コロナウイルス感染防止により延期

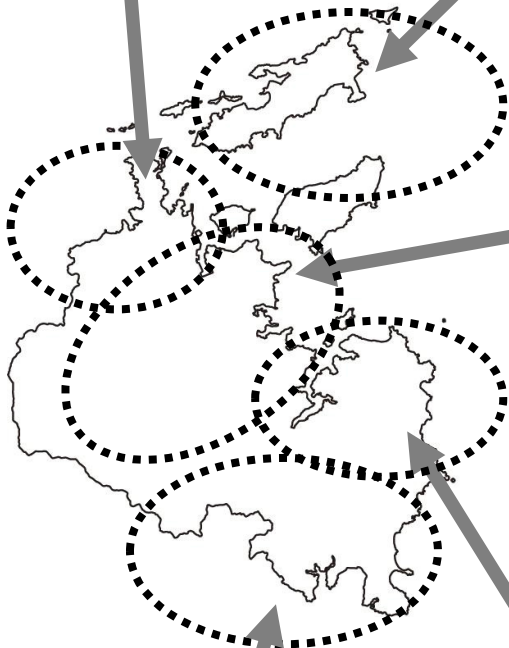




私たちのまちの良いところ

- 海のものおいしい
- 新しい団地に若い人が多い
- 治安が良い
- 景色、空気が良い
- 隣の助けあいがある

- 絆があり、あったかい
- 子どもからお年寄りまで参加する運動会がある
- よその子でも悪いことをしていたら注意してくれる
- 海の幸があり、遊ぶところがたくさんある
- 子育てするには最高 子どもたちにとっては天国
- 助けあいでいろいろな行事ができています
- 昼から焚火を囲んでサロンをしている
- 婦人会、敬老会、それぞれ役割がある
- 子どもの見守りがある



- 買い物、交通が便利
- 病院、銀行、相談機関、学校が近い
- 住みやすい、静か
- 老人会の仲が良い
- 近所同士の仲が良い
- 人と人とのつながりがある
- 助けあいができています
- 老人クラブで、踊って、歌って、楽しい
- 元気なお年寄りが多い
- 朝市がある
- 子どもたちの挨拶が多い
- 人柄がよい
- 隣近所の仲が良い
- 学校が近くにあり子どもは安全
- 街灯が多く夜も明るい
- 公共施設が近い
- 昔の考えにこだわっていない
- アパート住民にも防災訓練の参加の声かけをしてくれる

- 人が良い、ほがらか、のんびりしている
- コミュニケーションをとっている
(草引き、旅行、掃除など)
- 海が良い
- のりや蛸などの海の資源がある
- 伝統行事がある
- 時間をきちんと守る(30分前には集合する)
- 地域みんなで情報を共有している
- 安全、静かで落ち着く
- 家に野菜を届けてくれる人がいる
- 海の幸がある

- カキ、魚、空気がおいしい
- 子どもたちが元気に挨拶してくれる
- 花火、祭り、盆踊りが残っている
- 人の世話を焼く人が多い
- 治安が良い
- 自然がいっぱい



今の困りごと



- 若い人がいなくて、寝屋子ができない
- 子どもたちの楽しむところがない
- 若い老人が集まってこない
- 常駐医師が不足している
- 島外からの人を受け入れるときに壁がある
- 学校を残したい

- 昼間のバスがない
- 団結力が弱っている
- 交通が不便



- 団体がいない
(子ども会や婦人会、老人会がなくなってしまった)
- 閉じこもっている高齢者がいる
- アパート住民との交流がない
- 空地、空き家が目立ってきた
- 子どもが少なくなった、子ども会がなくなった
- 津波が心配
- 近鉄やJRの駅が遠い
- 車がないと出かけられない
- アパートの人が町内会に入ってくれない
- 2世代の家が少ない

- 消防団に入る人が少ない
- 避難場所が不安
- 逃げ道の階段が危険
- 買い物に一時間かかる
- 婦人会、青年団、子ども会がない
- 楽しいことがなさすぎる
- 年寄りの憩いの場がない
- 草刈り場所が増えた
- 救急車が来るまでに時間がかかる
- 人口の半分以上が高齢者で行事の担い手
がない

- 子どもが少ない
- 空き家が多くなり近所で話す人がいない
- 福祉バスと三重交通バスの乗り継ぎがうまくあわない
- 年金だけで暮らしていけない
- イノシシ、シカの被害がある
- 日用品の販売がない
- 海女、漁業、農業、旅館の後継者不足
- 車に乗れなくなったら不便
- 誰とも会わない日がある



地域みんなでできることを考えました

集う場づくり

- まちのみんなのために、集まりやすい場所をつくったらどうか
(ラジオ体操を開催して町民の交流を推進)
- 月1回集まってわいわいしたい
- 80歳以上の集まりの場が欲しい
- 住民のインターネット上のグループをつくる(情報交換のための)
- 若い方の集まれる場をつくる
- 若い方にランドゴルフを教えたい
- 個人の家でサロンのようなものを開きたい
- 公民館をもっと自由に使えるといいと思う
- 集まれる場をつくる
(ビールを飲みながら話しあいの機会をつくる)
- みんなの集まる場所が必要
(中学校跡、屋外、堤防など)

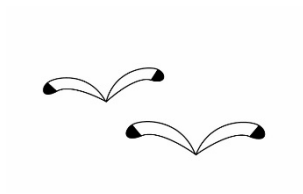


つながりづくり

- 町民運動会をしたい
- アパートを作って町のみんなに住んだらどうか
(高台に作れば、避難場所をつくらなくてもよい)
- 通学路で出会う子どもたちに積極的に挨拶をしたらどうか
- 盆踊りを若い人や子どもたちに教える
- ワカメ漁が忙しくない6月から12月の夜なら、楽しめる時間がつくれるのではないか

まちづくりのアイデア

- 避難路を整備してトレッキングコースやゲストハウスをつくる
- 町内会の行事を続ける→役員だけに負担をかけるのではなく、自分たちのできるように続けていく
- 伝統行事をできるところは簡素化して、人が少なくてもできるように変えて続けていく
- 離島留学、離島通学などを考えたらどうか
- 新しい仕事を創って、アイデアを出していくと、生きがいにつながるのでは
- 町外に出ている人が老後に帰れるような場所にしたい
- 祭り、カフェ、朝市、特産物を売る場をつくる
- 防災訓練・消防活動を皆で出来るように、住民の親睦を深める
- 婚活パーティーをする
- 地域おこし協力隊を受け入れる
- 空き家をカフェ(カラオケ喫茶)に改造して、高齢者や移住者の働く場をつくる



第 3 章 基本的な方向性



第1節 鳥羽市のめざす福祉のまちづくりの姿

日本全体で人口減少が進むなか、鳥羽市においても、平成27年には2万人を超えていた人口が令和元年には1万8千人台へと減少し、20年後には1万人台にまで減少すると見込まれています。人口が減少することにより、祭りや自治会行事などの担い手が不足することに加え、空き家の増加、商業施設の閉店などもますます増えていくことが見込まれます。また、人口2万人以上の市民の利用を想定して整備されてきた教育施設や公共施設も、人口規模に見合ったまちづくりへと考えることも必要になってきます。高齢化が進むなかで、買い物や通院のための地域交通の確保も課題になってきています。

鳥羽市は神島・答志島・菅島・坂手島の4つの有人離島と半島部で構成され、観光や漁業、農業、商業などにより、暮らしが支えられてきました。それぞれの土地柄や働き方により、独自の暮らしと文化が育まれ、地域の結びつきも多様になっています。そうした暮らしや地域性を大切にしつつ、人口が減少する未来に向けて、心豊かに安心して暮らせる地域をどのように作っていくかが今、問われています。

地域では、年齢や家庭環境、障がいや病気の有無、経済状況など、一人ひとりが様々な違いを持ち、暮らしています。そうした違いを受け止め、誰もが自分らしく、「幸福」を実感できる生活を送ることが大切です。そのためには、孤立することなく、ともに支えあい、安心して暮らせる社会を作っていく必要があります。隣人の困りごとや地域の課題を行政や特定の人だけが解決に向けて取り組むのではなく、一人ひとりが地域の課題やニーズに目を向け、持てる力やアイデアを出しあって主体的に行動し、地域に参画することが必要です。

20年後の未来に向けて、心温かな鳥羽市の暮らしを継承できるよう、安心して住み続けられる鳥羽市を市民みんなの手で作りをめざします。



鳥羽市がめざす福祉のまちづくりの姿



1. 多様な個性や文化を認めあう“こころ”を育てる
2. 地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動し、持続可能なまちをつくる
3. 誰一人取り残さない、支えあいの輪を広げる



第2節 基本理念

本計画では、基本理念を「人とひとつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽」とし、市民一人ひとりが地域福祉を推進する温かいまちをめざします。

基本理念

人とひとつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽

地域福祉を推進するには、市民一人ひとりがつながり、‘お互いさま’の気持ちで助けあい、支えあうことが必要です。一人ではできないことも、地域みんなの知恵と力を借りれば、できることもあります。そうした支えあいにより、暮らしやすい、温かいまち鳥羽をめざします。



第3節 基本目標

基本目標1 地域を支える人づくり

福祉のまちづくりを進める上で、人はかけがえのない財産です。鳥羽市のすべての人が、それぞれの持つ知識や経験を生かしながら、地域の一員として役割を担い、助けあい、支えあえる人を育てます。

基本目標2 支えあいの地域づくり

隣近所の人や様々な活動を通じた仲間、様々な立場の人たちが交流し、互いの立場を理解しあい、信頼できる温かな関係を深めながら、互いに支えあえる地域づくりに取り組みます。

基本目標3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

多様な地域課題に対して、市民が主体的に行動し、知恵と力を結集して取り組む福祉コミュニティづくりを進めます。また、地域課題に対応するノウハウやスキルを持つ様々な機関が地域の困りごとや様々な相談について、解決に向けたネットワークの構築に取り組みます。

基本目標4 安心・安全な地域づくり

誰もが住みなれた地域で住み続けるための暮らしの基盤を整えます。

本計画において、以下を重点プログラムとし、施策の推進を図ります。

- I 保健福祉センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の包括的支援体制の構築
- II 地域力強化の推進



めざす姿

多様な個性や文化を認めあう“こころ”を育てる
地域を大切に思い、市民自らが主体的に行動し、持続可能なまちをつくる
誰一人取り残さない、支えあいの輪を広げる

重点 プログラム

重点Ⅰ

保健福祉センターひだまりの相談機関を中心とした多機関の
包括的支援体制の構築

重点Ⅱ

地域力強化の推進

基本理念

人とひとがつながり
支えあう
温かいまち
鳥羽

基本目標

基本目標 1

地域を支える人づくり

基本目標 2

支えあいの地域づくり

基本目標 3

地域福祉の輪を広げる
ネットワークづくり

基本目標 4

安心・安全な地域づくり

取り組みの柱

- 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進
- 身近な場での学習機会の充実
- 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成

- 交流機会の充実
- 地域活動・住民活動の活性化
- 身近な地域交流拠点の充実
- 児童・若者に対する支援
- チャレンジできる社会づくり

- 情報提供の充実
- 相談支援体制の充実
- 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり
- 住民や関係機関、行政等の連携・協働の仕組みづくり

- 身近な地域での見守り活動の推進
- 災害時に備えた支援体制の充実
- 保健・医療・福祉サービスの充実
- 権利を守る取り組みの推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

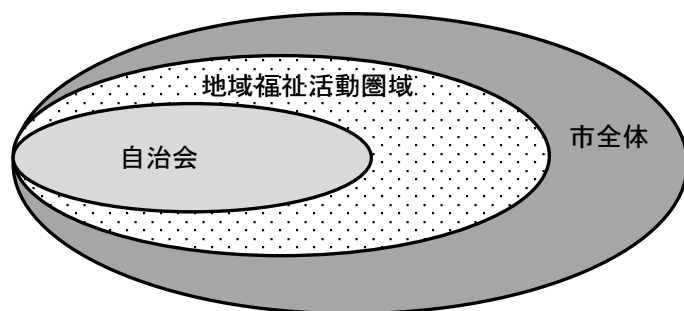


第5節 地域福祉活動圏域について

鳥羽市は、本土と離島等、多様な地域特性のあるまちです。「地域」の捉え方は、隣近所から自治会、小学校区、全市域にいたるまで、年代や価値観によって一人ひとり異なります。また、地域のつながりは、地理的条件や歴史的な背景、産業などによって様々です。

地域福祉を推進する圏域として、地域の見守りやちょっとした手助けなどを行う基礎的な圏域を自治会とします。福祉事業所や住民の活動拠点などの社会資源があり、住民相互の支えあいや情報交換ができるエリアを「地域福祉活動圏域」とします。今後、自治会や市民の方と一緒に、効果的で機動的な活動ができるエリア設定に取り組めます。また、複雑で複合的な課題については、関係機関や専門職と連携し、市全体で解決に向けて取り組むネットワークの構築に努めます。

課題に応じて、自治会、地域福祉活動圏域、市全体で活動ができるよう重層的な圏域を設定し、地域福祉を推進します。



【自治会】

声かけや見守りなど日常的な支えあいを行います

【地域福祉活動圏域】

地域住民が主体的に福祉課題に取り組めます

【市全体】

市全体の調和を図り、総合的な立場で施策の展開・調整・推進を行います

【地域福祉活動圏域の例】

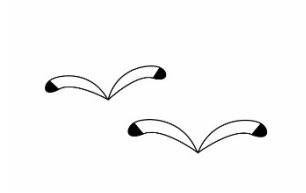
※民生委員圏域会議の地区割一つの例であり、今後、市民の皆さまの意見を伺いながら鳥羽市にふさわしい地域福祉活動圏域を設定していきます。

民生委員・児童委員は、活動圏域を6つに分けて、町を越えた連携のための会議を行っています。



凡例

- (A) 屋内町
- (B) 池上町
- (C) 鳥羽一丁目～鳥羽五丁目
- (D) 大明東町
- (E) 大明西町
- (F) 高丘町
- (G) 幸丘
- (H) 若杉町



第 4 章 計画の展開



第1節 重点プログラム

I

保健福祉センターひだまりの相談機関を中心とした 多機関の包括的支援体制の構築

地域では、病気や障がい、貧困、外国籍、ひとり親家庭等、様々な要因により困りごとを抱えている人がいます。子育てと介護の「ダブルケア」や、高齢の親が収入のない中高年の生活を支えている「8050 世帯」など複合的な課題を抱える世帯もあります。DV（ドメスティック・バイオレンス）や依存症、精神疾患による家庭内暴力、家族の病気や死をきっかけとする高齢者のひきこもりやセルフネグレクト等、緊急性を要したり、対応が難しいケースもあります。こうした様々な課題に対し、関係機関が連携して必要な支援につなぐことが求められています。

そうした様々な相談に訪れた人に対し、最初に相談を受けた窓口においてまず受け止め、担当部署に適切につなぎます。その上で、制度のはざまにあたり、複数の分野にまたがる複合的な課題に対しては、必要に応じて地域共生ケース会議を開いて複数の部署や関係機関等と連携して支援に取り組み、支援が必要な人を取りこぼさない仕組みをつくります。

また、今ある制度や仕組みで解決できない課題については、庁内横断的な地域共生政策会議において、どのような制度や仕組みがあれば解決できるかについて検討し、あらたな制度や仕組みづくりに取り組みます。

（１）相談を断らない支援体制の構築

子どもや高齢者、障がい者など各分野において関係機関が連携し、相談を断らない支援体制の構築に取り組みます。

- 子育て世代包括支援センター
- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- 保健センター
- 暮らし相談支援センターとば
- 総合子ども相談「ほっぷ」
- 障害相談支援事業所「キ・ラ・ラ」

（２）各種関係機関との連携

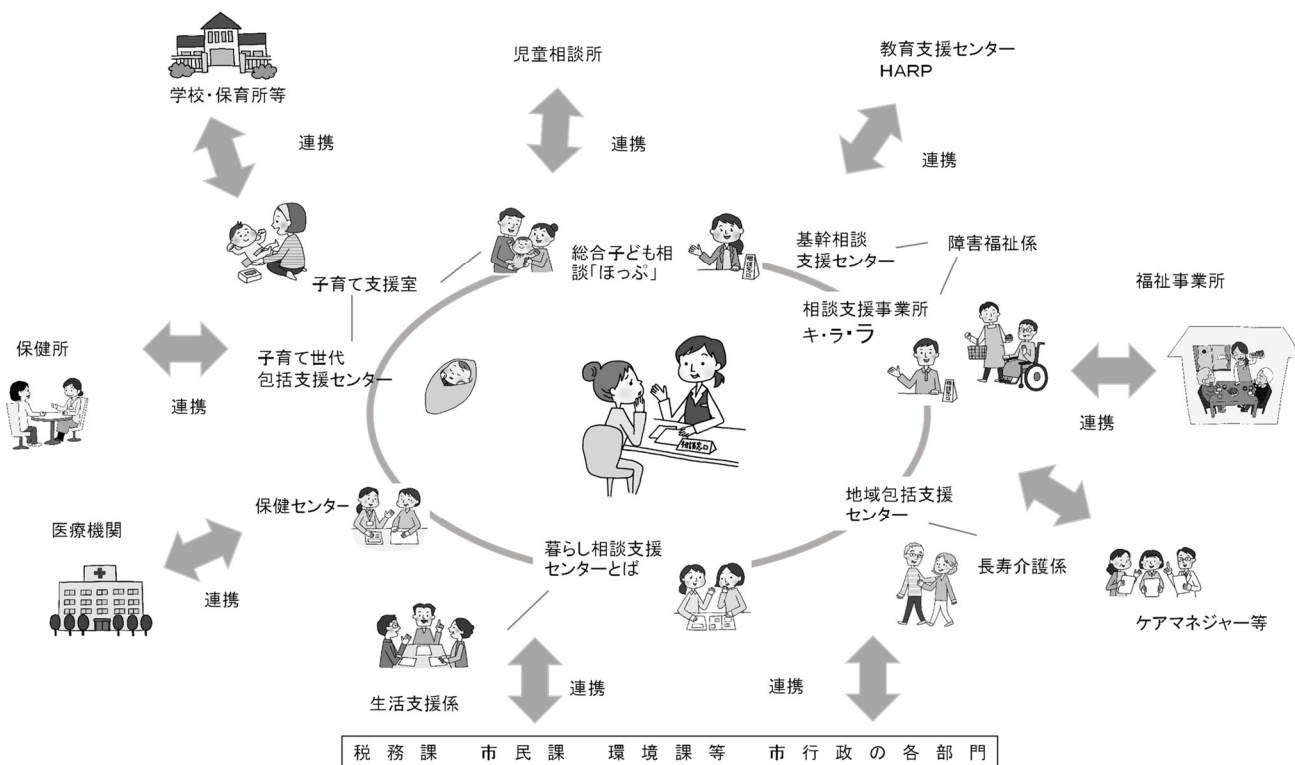
保健福祉センターひだまりの相談機関で受け止めた相談は、必要な関係機関へ丁寧につなぎ、関係機関との連携を強化していきます。

（３）地域共生ケース会議

複数の分野にまたがる複合的な個別の課題について、地域共生ケース会議を実施し、部署を超えて情報共有や連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

(4) 地域共生政策会議

地域共生ケース会議から抽出した地域課題や地域福祉懇談会（まちトーク）を通じての地域の困り事等におけるあらたな仕組みや制度の構築が必要な課題について、庁内や関係機関が連携して必要な仕組みづくりについて協議します。



鳥羽市では、全国の自治体と同様に人口減少が進行しており、2040年には1万人を切ることが予想されています。自治会に加入しない人の増加や、高齢化により地域活動の担い手が不足している現状があります。そうしたなかで、地域づくりを一部の人や行政に任せるのではなく、自らの課題（我が事）として主体的にとらえ、住民自らが課題の解決に向けて取り組むためには、町内会や自治会等を始め、ボランティア団体や市民活動団体等に対して、意識の醸成や働きかけが必要です。

自治会等の地縁団体の活性化を支援するとともに、自治会やサロン活動等の場において地域福祉懇談会（まちトーク）を開催し、鳥羽市の現状や将来の課題について市民に周知を図り、地域の課題を我が事としてとらえて主体的に活動に取り組むよう意識づくりに取り組みます。

さらに、地域福祉活動圏域ごとに住民や福祉事業所、行政等が連携して地域の課題に取り組むネットワークを構築します。住民一人ひとりが困りごとを抱える住民の隣人として、行政だけでは解決できない課題について、連携して取り組む仕組みをつくります。

（１）地域活動や市民活動の促進

自治会・老人会等の地縁団体や、ボランティア団体、市民活動団体が充実した活動を行えるように支援します。

（２）活動拠点づくり

サロン活動や介護予防運動等、定期的に市民が顔を合わせ、交流を深める機会を設けるとともに、気軽に集える活動拠点を整備します。

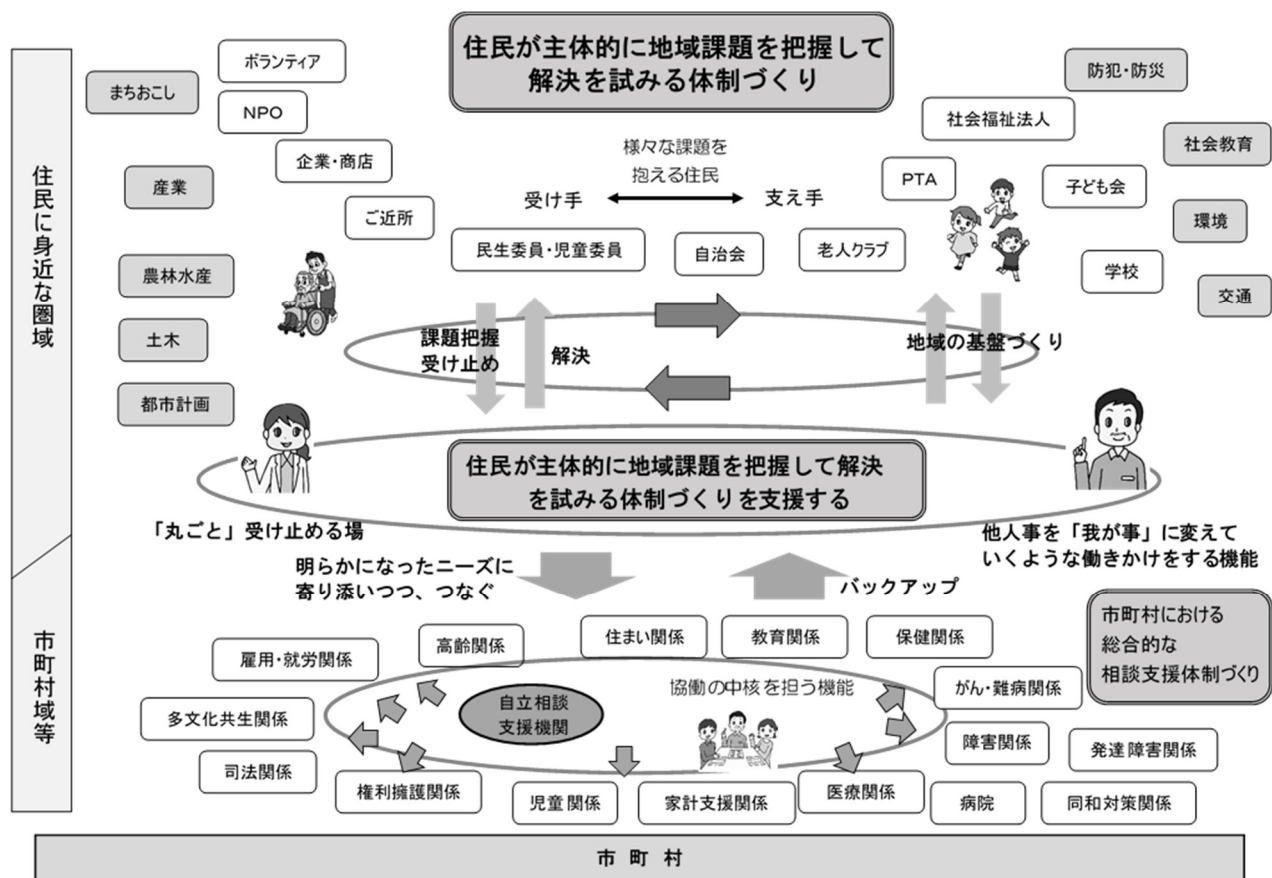
（３）他人事を「我が事」に変えていく働きかけ

福祉いどばた会議や地域福祉懇談会（まちトーク）を積極的に開催し、鳥羽市の現状や将来に向けた課題について理解を促進し、地域の課題を知り、我が事としてとらえて主体的に活動ができるように意識づくりに取り組みます。

（４）地域課題の解決に向けて取り組むネットワークづくり

地域福祉活動圏域ごとに、住民や福祉事業所、福祉専門職、行政が連携して地域の課題に取り組むネットワークを構築します。行政だけでは解決が難しい課題について、地域のネットワークのなかで解決に向けて取り組むための仕組みづくりを進めます。

地域における住民主体の課題解決力の強化・包括的な相談支援体制のイメージ（厚生労働省）





第2節 具体的な施策

基本目標 1 地域を支える人づくり

(1) 学校教育や生涯学習と連携した福祉教育の推進

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
1	学校における福祉教育の推進	小中学校における福祉体験教室の開催や、高校生を対象とした福祉実習など、子どものころからの福祉教育に取り組めます。	市、市教委 社協
2	ひとを大切にするまちづくり	子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV防止に向けた啓発を行います。また、人権や福祉をテーマにした講演会やセミナーを通じて、ひとを大切にする心を養います。	市、社協
3	障がいのある人の生涯学習を通じた理解の促進	障がいのある人の作品展や障害者スポーツ大会など、障がいのある人の生涯学習を支援するとともに、活動を通じて障がいのある人に対する理解の促進を図ります。	市、市教委 社協
4	生涯学習の推進	子どもから大人まで、学びたいときにいつでも、自由に学習の機会や方法を選択し学ぶことができるよう推進します。	市 市教委

社会福祉協議会の取り組み

市と教育委員会、学校と連携し、福祉体験教室の開催を働きかけるとともに、福祉教育のカリキュラムの充実を図ります。市内の福祉事業所における介護体験や保育所等での幼児とのふれあいを通じ、福祉に対する関心を高める取り組みを進めます。

障がいのある人の社会活動やスポーツ活動を支援するとともに、活動をサポートする人材の育成に取り組めます。

市民一人ひとりでできること

- 福祉についての講演会や学習会に積極的に参加します。
- 高齢者や障がいのある人等の活動や交流会に参加し、理解を深めます。
- 障がいのある人や高齢者等が様々な活動に参加するときに、手助けや介助ができるよう、知識・技能の習得に努めます。
- 障がいのある人の社会参加が進むように、障がいのある人の思いを反映した活動内容について、会議等で提案します。

地域や事業所、団体でできること

- 福祉についての学習会があれば、積極的に参加します。
- 講師派遣等の要請があれば、専門職の立場として、または活動を実践している団体として、講演や活動報告をします。
- イベントや行事を企画するときは、障がいのある人が参加しやすい方法を考えます。
- 法人機関紙等を通じて、障がいのある人についての情報発信をし、市民の理解を深められるよう、取り組みます。
- 地域や事業所、団体において、福祉等についての啓発に取り組みます。
- 小中高校・大学等からの福祉体験実習の受け入れを行い、福祉についての学習機会を提供します。
- 教員免許や社会福祉士等の資格取得に際する実習の受け入れを行います。
- 鳥羽市地域自立支援協議会として、障がいのある人の作品を展示できる場を確保し、障がいのある人への理解と啓発に努めます。



福祉体験教室

市内の小中学生が福祉事業所などを訪問し、お年寄りや子どもの福祉について学ぶとともに、ボランティア活動を体験することで、今後の地域福祉活動に結びつけていくことを目的に開催しています。



幼稚園・保育園児とのふれあいや子育てサロンの体験、クリーン作戦、防災教室、金銭教育、認知症サポーター養成講座など、いろいろな体験活動をしています。

(2) 身近な場での学習機会の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
5	身近な地域での 学習活動の支援 重点Ⅱ	自治会や老人クラブ等の団体に対し、福祉についての出前講座を開催するなど、地域の自主的な学習活動を支援します。 ・サロン活動への支援 ・地域福祉懇談会（まちトーク）の開催 ・福祉いどばた会議	市、社協
6	地域の核となる 人材の研修の充実 重点Ⅱ	民生委員・児童委員の知識向上に向けた研修を行います。 また、地域福祉推進員の選任を進め、民生委員・児童委員と連携ができるように支援します。 ・民生委員・児童委員を対象とした研修 ・地域福祉推進員の選任と研修 ・シルバーヘルパーとの連携	市、社協

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

サロン活動において、身近な課題や暮らしに関わる福祉制度等についての情報提供をします。
地域福祉懇談会（まちトーク）を開催し、地域の課題を把握・整理し、課題解決に向けた地域の自主的な取り組みを支援します。
地域福祉懇談会等を通じて地域福祉推進員の設置を呼びかけ、市内全域での設置をめざします。
民生委員・児童委員や地域福祉推進員、シルバーヘルパーに対する研修を行い、資質向上を図るとともに、活動の参考になる情報提供を行います。

市民一人ひとりでできること

- 地域や所属している団体において、福祉出前講座を開催するなど、学びの場づくりに努めます。
- 研修等に積極的に参加します。
- 子どもたちの居場所づくり等に協力します。

地域や事業所、団体でできること

- 自治会等において、三重県の「みえのみらいづくり塾」への参加を促進するなど、地域活動や福祉活動の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。
- 自治会等において、地域福祉懇談会やサロン活動などを通じて、福祉や地域の課題等について学び、考える機会をつくります。
- 地域において、地域福祉推進員の設置に努めます。



民生委員・児童委員とは

民生委員とは、厚生労働省から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の推進に努める方々です。児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。



地域福祉推進員とは

地域福祉課題の解決に向けて地域での福祉活動を推進するため、各地へ地域福祉推進員を設置しています。平成30年度は22地区で34名が活動しています。地域福祉推進員を対象に、地域福祉活動について学ぶ研修会も開催しています。

地域福祉推進員設置地区〈平成30年度〉 ()内は人数

高丘（2）	安久志（1）	今浦（1）	畔蛸（2）	幸丘（2）
船津（2）	若杉（2）	大明東（1）	大明西（1）	相差（2）
白木（1）	国崎（2）	錦町（2）	神島（2）	大里（1）
池上（2）	答志（2）	中之郷（2）	小浜（1）	石鏡（1）
岩倉（1）	河内（1）			



みえのみらいづくり塾とは

人口減少や高齢化により、地域のコミュニティが支えてきた伝統行事などの継承が困難になったり、地域のつながりが希薄になるなどの課題に対し、地域への誇りや愛着を持ちながら、自分が暮らす地域を少しでもよくしていこうというアクションを起こす人材の育成を目的に、県が全国の地域づくりの実践者を講師に招いて開催している塾です。令和元年度は7月から2月にかけての6回講座となっています。

(3) 地域福祉を担う新たな人材の発掘と養成

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
7	ボランティア・ 市民活動の育成 重点Ⅱ	地域で活動するボランティアや、支援が必要な人を手助けする人材を育成します。 ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティアスクール ・手話奉仕員の養成 ・ファミリーサポートセンター事業 ・鳥羽市シルバー人材センター ・ほっとスマイルサービス	市、社協
8	新たな活動の 立ち上げ支援 重点Ⅱ	地域の活性化や地域課題の解決に向けた新たな活動の立ち上げについて、活動費の一部を助成するなど活動を支援します。 ・ボランティア活動支援基金	市、社協
9	市広報誌や パンフレットによる 活動紹介	地域活動やボランティア活動への参加を促進するため、市広報誌やパンフレット、ウェブサイト等を活用し、活動団体の紹介をします。あらたな活動をめざす人や団体のヒントとなる情報を提供します。	市、社協
10	とばびと活躍 プロジェクトによる 地域の魅力向上 重点Ⅱ	とばびと活躍プロジェクトにより、市民の活躍を応援することと、将来の担い手に鳥羽の魅力を再確認してもらい中長期的に担い手の活躍できる土壌づくりを行います。 ・ボランティア及びNPO活動推進事業 ・ボランティアセンター事業	市、社協

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

自分たちの住む地域においてボランティアとして活躍できる人材の育成をめざし、ボランティアスクールや各種ボランティア養成講座を開催します。若い世代に対し、ボランティア活動に興味を持ってもらう取り組みをするとともに、参加しやすい工夫を行います。また、ボランティア活動のリーダーとなる人材を育成するため、シニア世代に対し、参加を呼びかけていきます。

社会福祉協議会広報誌において、地域活動やボランティア活動を紹介し、活動への参加を呼びかけるとともに、新たな活動のヒントを提供します。

市民一人ひとりでできること

- ボランティアスクールに参加するなど、ボランティアや市民活動に積極的に参加します。
- 新たな活動の立ち上げを計画する人についての情報があれば、関係機関への相談を促すなどの協力をします。
- ボランティア活動に参加している人は、その活動に興味を持ってもらえるような広報活動に取り組みます。

地域や事業所、団体でできること

- 地域や団体、事業所、医療機関等において、多くの人にボランティア活動等を知ってもらえるよう、パンフレット等の広報物を配布する場を確保します。
- ボランティアに興味のある人が参加しやすいよう、募集の方法や声かけを工夫します。
- 市や社会福祉協議会が主催するボランティア・市民活動の育成に協力します。



ボランティアスクール

鳥羽市社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らせる助けあいのネットワークをつくるため、市民を対象にボランティアスクールを毎年、開講しています。

その年の福祉課題や、地域の要請をもとに、様々な形で開催しています。



基本目標 2 支えあいの地域づくり

(1) 交流機会の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
11	当事者活動の支援	共通した悩みや課題を持つ人の交流を推進します。 ・ 障害者互助会の活動支援 ・ 子育てサロンの支援 ・ 高齢者サロンの支援	社協
12	イベント等を通じた交流活動	「障がい者の日」記念事業等のイベントや行事を通じて交流を深めます。 ・ 「障がい者の日」記念事業 ・ 鳥羽市障害者互助会体育祭	市、社協
13	市民活動団体やボランティアの交流	市民活動団体・ボランティア団体相互の情報交換や交流を深めます。	市、社協

社会福祉協議会の取り組み

自治会や地域活動の場において、サロン活動の意義や活動内容を紹介し、サロン活動の立ち上げを支援します。活動内容について、助言やアイデアの提供等を行い、活動の振興に取り組みます。

心身や生活上の課題を抱える人のニーズの把握に取り組み、交流の場づくりや当事者団体の立ち上げ等を支援します。また、既存の団体に必要な情報を提供するとともに、交流活動を支援します。

「障がい者の日」記念事業等、市民や福祉団体等が広く参加し、交流できるイベントを開催します。

障がいのある人や高齢者、子ども等が参加しやすいよう、企画内容や情報提供のあり方を工夫します。

障がいや病気について、当事者同士がともに語りあえる場づくりに取り組みます。

市民一人ひとりでできること

- 「障がい者の日」記念事業や鳥羽市障害者互助会体育祭に参加し、障がいのある人との交流を深めます。
- 子育てサロンや高齢者サロン等に参加し、互いに交流を深めます。
- 市民活動・ボランティア交流会に積極的に参加します。

地域や事業所、団体でできること

- ひだまりフェスタ等のイベントに積極的に参加します。
- 障がい等により意思を伝えるのが難しい人の意思を尊重できるよう、支援する側の意識啓発と知識の習得に取り組みます。
- 障がいのある人や高齢者ができる範囲で担い手として様々な活動に参加できるように取り組みます。
- 祭りや地域のイベント等、地域の人が交流し、互いをわかりあえる仕掛けづくりに取り組みます。
- 料理教室を開催するなどの交流の場をつくります。



福祉いどばた会議（福祉出前トーク）

福祉いどばた会議とは、住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らしていけるように、暮らしに役立つ話や健康体操、レクリエーション等を社会福祉協議会の専門職員が直接地域を訪問して実施する事業です。社会福祉協議会作成のパンフレットから希望のテーマを選んで申し込むようになっています。

◆福祉いどばた会議メニュー◆

- | | | |
|------------------|-----------|-----------------|
| ①健康体操 | ②嚥下教室 | ③認知症予防（あたまの体操） |
| ④グラウンドゴルフ | ⑤手軽転倒予防教室 | ⑥出張福祉相談 |
| ⑦地区福祉懇談会 | ⑧介護技術教室 | ⑨地域福祉権利擁護事業について |
| ⑩住環境を整えよう | ⑪地震について | ⑫高齢者のボランティアについて |
| ⑬ふれあいいきいきサロンについて | | ⑭認知症の理解 |

(2) 地域活動・住民活動の活性化

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
14	地域活動への支援 重点Ⅱ	自治会等に対し活動費用の助成を行います。また、活動の活性化を図り、地域課題に対応できる組織となるように支援します。	市
15	各種団体活動の活性化	市内で活動する各種団体に対し助成を行うほか、活動の活性化が図られるよう支援します。	市
16	ボランティア団体への支援	ボランティア団体の活動を支援します。 ・鳥羽市ボランティア連絡協議会の運営 ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティア団体に対する研修の実施	社協
17	活動費用の獲得への支援	NPOやボランティア団体等が活動に必要な費用を獲得する方法について支援します。	社協
18	協働によるまちづくりの推進 重点Ⅱ	市民活動を行いやすい環境づくりを図るため、NPOやボランティア団体等の市民活動を紹介する冊子を作成するほか、インターネット等による情報提供を行います。	市

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

地域団体や各種団体、ボランティア団体等に対し、身近な福祉制度や暮らしの課題等についての情報提供を行います。

市が進める協働のまちづくりの各種事業に協力し、必要な情報を提供します。

地域福祉講演会、ボランティアスクール等、地域福祉活動の講演会を開催し、地域福祉実践者への意識啓発、学習の機会を提供します。

市民一人ひとりでできること

- 自治会活動など地域の活動に積極的に参加します。
- 興味のある市民活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- 市民活動やボランティア活動を紹介する冊子等の作成に協力します。
- 地域活動や市民活動が活性化できるよう、みんなで考えます。
- 共同募金などの募金活動に協力します。

地域や事業所、団体でできること

- 事業所等において、共同募金など福祉活動のための募金箱を設置します。
- 地域において、多世代が交流できる催しを企画するよう努めます。
- みえ福祉の「わ」創造事業に協力します。



鳥羽市ボランティア連絡協議会とは

ボランティア連絡協議会は、鳥羽市社会福祉協議会内にあるボランティアセンターに登録されている13の団体で構成されています。主な活動は、ボランティアの中継ぎ的な役割で、ボランティアセンターに届く問い合わせやボランティアの依頼などを団体間で情報共有し、できる限りその要望に応えています。障害者互助会の体育祭やキャンプ等のサポート、みなとまつりでの車椅子の移動支援、ひだまりフェスタへの出店、介護施設や作業所の行事のお手伝いなどを行っています。



みえ福祉の「わ」創造事業とは

制度のはざまから生じる生活課題を抱える方を支援するため、社会福祉法人の協働により平成28年4月から実施している地域公益活動です。生活困窮者支援緊急食糧提供事業と緊急時物品等支援事業、生活困窮者就労活動支援事業を行っています。社会福祉法人は、この3つの事業の周知・啓発を行い、対象となる地域住民の把握、確認の上、相談支援窓口となる市町社会福祉協議会につなぐ役割を担っています。

(3) 身近な地域交流拠点の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
19	地域集会所の充実	自治会単位で活動する集会所の改修・備品等について助成します。	市、市教委
20	公民館の運営	市民が利用しやすいように公民館運営を支援します。	市、市教委
21	保健福祉センター ひだまりの運営	市の福祉拠点として市民が利用しやすいよう、運営します。	市、社協
22	地域福祉活動圏域 ごとの交流拠点の確保 重点Ⅱ	地域福祉活動圏域ごとに活動や交流ができる拠点づくりに取り組みます。	市、社協
23	地域と福祉事業所 との連携	施設の一部を地域の交流拠点として活用できるよう、福祉事業所との連携を進めます。	市、社協
24	既存施設の活用 重点Ⅱ	市の公共施設のあり方を見直すとともに、地域の交流拠点としての活用を図ります。	市、市教委

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

市民や福祉団体等のニーズの把握に努め、活動しやすい拠点づくりについて市とともに取り組みます。保健福祉センターの運営について、市民や各団体が活動しやすいように工夫します。

市民一人ひとりでできること

- 様々な活動において、公民館等を積極的に利用します。
- 地域で運営している集会所や施設について、みんなが利用しやすいよう、知恵を出しあって工夫します。

地域や事業所、団体でできること

- 事業所等において、パブリックスペースを市民の交流拠点やボランティア・市民団体等の活動場所として提供できるよう、取り組みを進めます。
- 地域や市民団体が運営している集会所や施設について、利用者が利用しやすいよう、運営のあり方等を工夫します。

ふれあいいきいきサロン事業

1. 高齢者サロン

地域の高齢者が身近な公民館などに気軽に集まり、昼食やお茶をとりながら、レクリエーションや健康体操、おしゃべりなどを通じて、仲間づくりや外出の機会をつくり出すことにより、孤独化防止、介護予防、生きがいの創出等をめざして活動しています。

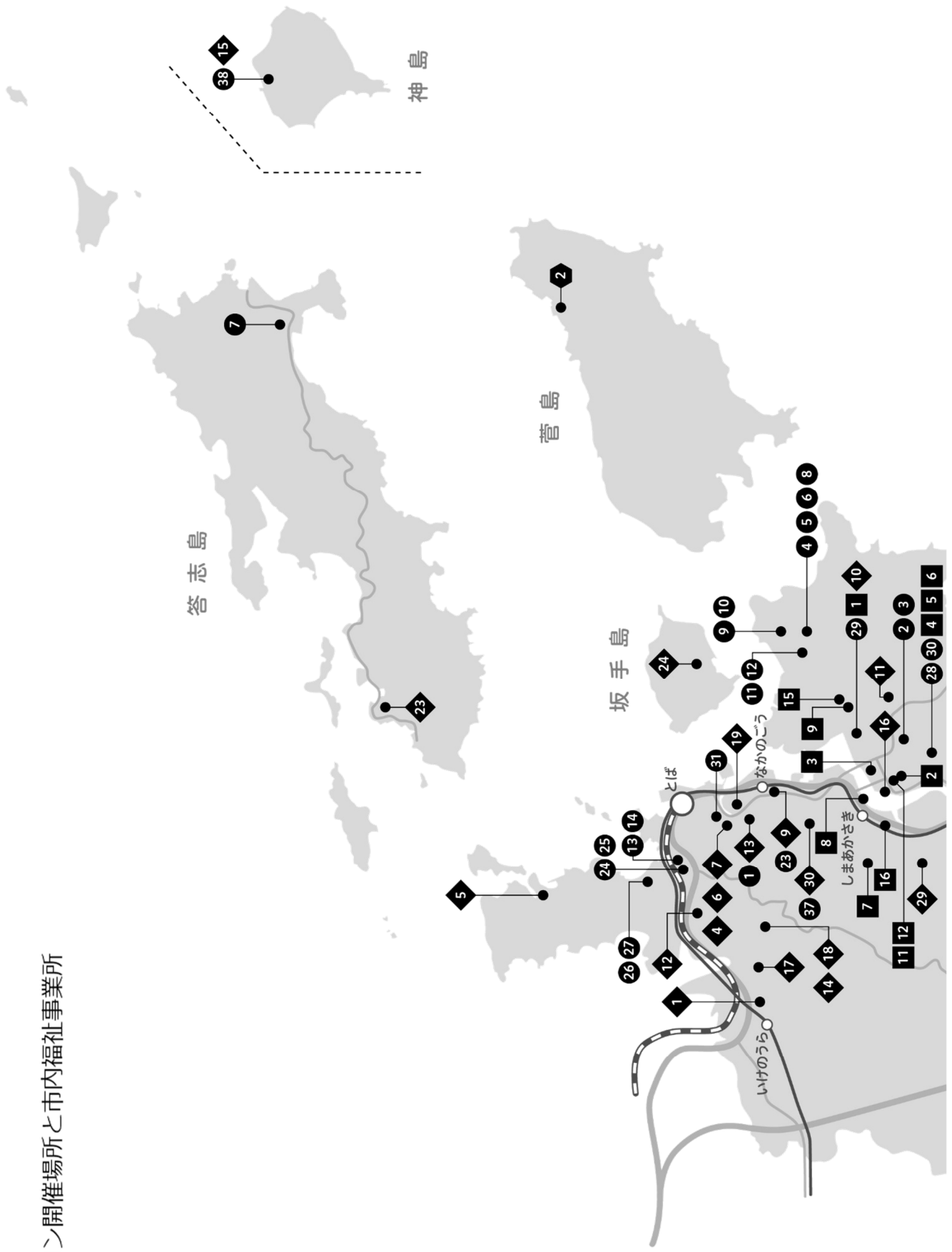


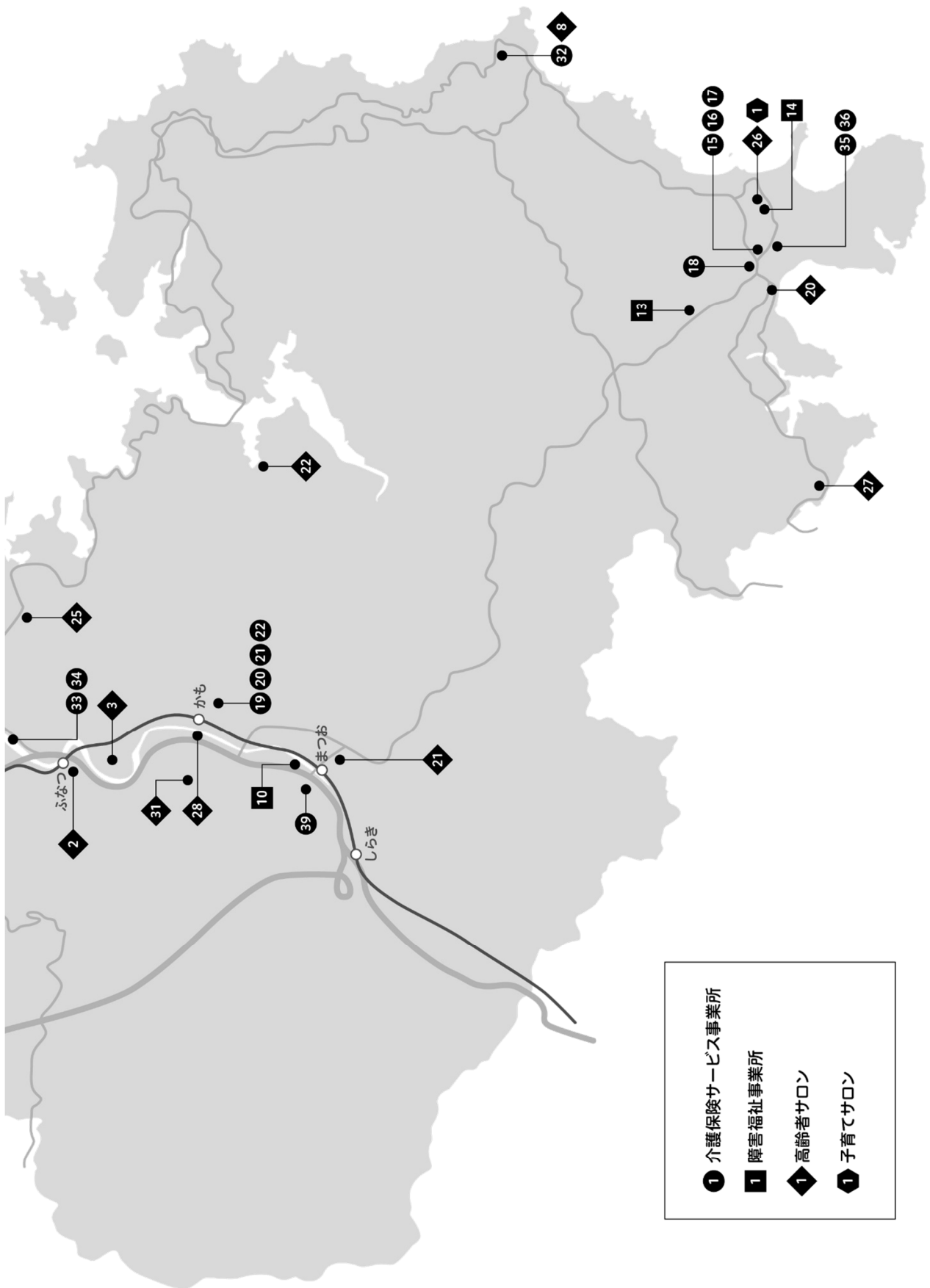
2. 子育てサロン

現在、家庭で子育てを行う専業主婦等が孤立し、育児に不安やストレスを抱えるなどの問題が顕著に表れているなか、地域を拠点に子育ての当事者（親やその家族等）と地域住民が多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支えあうことを目的に活動しています。



サロン開催場所と市内福祉事業所





◆ 高齢者サロン

	サロン名	開催場所
1	かたかみサロン	中央公民館堅神分館
2	船津サロン	船津コミュニティセンター
3	ひまわり会	中央公民館若杉分館
4	大里いきいきサロン	里の家
5	小浜ふれあいきいきサロン	小浜老人憩の家
6	本町ふれあいきいきサロン	本町憩の家
7	岩崎いきいきサロン	岩崎会館
8	くざいきいきサロン	旧国崎小学校多目的ホール・ 中央公民館国崎分館
9	中之郷ふれあいきいきサロン	中之郷会館
10	白ゆりサロン	安久志自治会集会所
11	大明東町生き生きサロン	大明東集会所
12	美台いきいきサロン	美台集会所
13	ふれあいきいきサロン横町	横町憩の家
14	池上いきいきサロン	中央公民館池上分館
15	神島いきいきサロン	神島連絡所(離島センター)
16	大明西町いきいきサロン会	中央公民館大明西分館他
17	屋内町いきいきサロン	中央公民館屋内分館
18	池上町老人「ふれあいの会」	中央公民館池上分館
19	錦町いきいきサロン	中央公民館
20	畔蛸ふれあいきいきサロン	畔蛸コミュニティセンター(自治会館)
21	いきいきサロン松尾	なごみ
22	今浦よいとこサロン	いざわ商店
23	桃華サロン	桃取コミュニティセンターふれあい
24	坂手いきいきサロン	中央公民館坂手分館
25	げんき会	さくらが丘集会所
26	相違いいきいきサロン	相差女性活動センター
27	竈子いきいきサロン	堅子老人憩の家
28	岩倉かもめサロン	岩倉老人憩の家・和楽苑ふれあい広場
29	ふれあいサロンきずなの会	落口集会所
30	奥谷サロン	中央公民館奥谷分館
31	河内町いきいきふれあいサロン	中央公民館河内分館

◆ 子育てサロン

	サロン名	開催場所
1	相差子育てサロン	相差女性活動センター
2	菅島子育てサロン	菅島コミュニティアリーナ

● 介護保険サービス事業所

	事業所名
1	デイサービスひまわり
2	グループホームひまわり
3	ひまわり居宅介護支援事業所
4	介護老人保健施設鳥羽豊和苑
5	短期入所療養介護施設鳥羽豊和苑
6	鳥羽豊和苑居宅介護支援事業所
7	デイサービスセンター答志島
8	鳥羽豊和苑通所リハビリテーション
9	グループホームあらしま
10	デイサービスあらしま
11	特別養護老人ホームあらしま苑
12	短期入所生活介護あらしま苑
13	はごろもデイサービスセンター
14	はごろも介護支援センター
15	ケアプラン有明の里
16	デイサービスセンター有明の里
17	住宅型有料老人ホーム有明の里
18	デイサービスはつしま
19	特別養護老人ホーム鳥羽陽光苑
20	短期入所生活介護施設鳥羽陽光苑
21	鳥羽陽光苑居宅介護支援事業所
22	鳥羽陽光苑通所介護事業所
23	(株)安心クリエイト
24	介護付有料老人ホーム虹の夢とば
25	短期入所生活介護虹の夢とば
26	介護付有料老人ホームさわやかシーサイド鳥羽
27	さわやかシーサイド鳥羽短期入所生活
28	鳥羽社協・訪問介護事業所
29	鳥羽社協・訪問入浴介護事業所
30	鳥羽社協・居宅介護支援事業所
31	合同会社felice(ラ・ケアとば)
32	合同会社felice(ラ・ケアくざき)
33	民家型デイサービスほほえみ鳥羽
34	訪問看護ステーションほほえみ(サテライト)
35	鳥羽市立長岡診療所訪問看護
36	鳥羽市立長岡診療所訪問リハビリテーション
37	藤原ケアマネ事務所
38	介護予防施設しおさい
39	サービス付き高齢者向け住宅すてっぷ

■ 障害福祉事業所

	事業所名
1	(社福)鳥羽市社会福祉協議会 指定障害相談支援事業所キ・ラ・ラ
2	株式会社クオール 相談支援事業所ぐろうす
3	医療法人童心会 発達支援室クオール(QOL)
4	(社福)鳥羽市社会福祉協議会 障害者指定居宅介護事業所
5	(社福)鳥羽市社会福祉協議会 生活介護事業所 ゆめぱーる
6	(社福)鳥羽市社会福祉協議会 日中一時支援事業所 いたずらっこ
7	社会福祉法人あしたば福祉会 あしたば作業所
8	社会福祉法人あしたば福祉会 共同生活援助事業所 あしたば
9	社会福祉法人あしたば福祉会 短期入所事業所 安久志ホーム
10	NPO法人鳥羽たいむ作業所 鳥羽たいむ作業所
11	特定非営利活動法人海の子 すろうらいふ海の子
12	特定非営利活動法人海の子 海の子作業所
13	社会福祉法人有明の里 おおさか作業所
14	社会福祉法人有明の里 グループホーム有明の里
15	株式会社ファーム海女乃島 ファーム海女乃島
16	株式会社アクアス コラボ

(4) 児童・若者に対する支援

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
25	不登校や生活上の課題を抱える児童への支援	学校と教員、専門職が連携し、不登校や生活上の課題を抱える児童の支援に取り組みます。経済的な理由で学習が進んでいない児童に対し、学習支援を行います。 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ・適応指導教室 ・学習支援「YELL（エール）」 ・こどもの居場所づくり ・総合子ども相談「ほっぷ」	市、市教委 社協
26	若者に対する支援	青少年の非行防止に努めるとともに、いせ若者就業サポートステーション等と連携し、若者の就労やひきこもり等への支援に取り組みます。	市、市教委
27	虐待や犯罪から子どもを守る取り組みの推進	児童に対し、いじめや虐待、犯罪等について被害を訴えることができるよう、相談窓口を周知し、相談ができるように支援します。要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待への対応に取り組みます。	市、市教委 社協

社会福祉協議会の取り組み

市とともに、学習支援や子どもの居場所づくりに取り組みます。

民生委員・児童委員の研修等で、子ども・若者に関する現状や、取り組むべき課題等について取り上げ、理解促進に努めます。

子ども・若者の支援に取り組むボランティア団体等に必要な助言や情報提供を行うとともに、様々な課題に対して連携して取り組みます。

市民一人ひとりでできること

- 地域全体で子どもたちを見守り、困っている子どもがいたら、関係機関に連絡するとともに、できる範囲で手を差し伸べるように努めます。
- いじめや虐待を見逃さないよう、見守りします。また、いじめや虐待を察知したら、迷わず関係機関に連絡します。
- 子どもたちの地域での居場所づくりの活動に協力します。

地域や事業所、団体でできること

- 専門機関としてのノウハウや知識の提供に努めます。
- 子どもの居場所づくりや学習支援等に取り組む活動に対し、知識や場所の提供等に取り組みます。
- 様々な理由により、一般的な就労をすることが難しい人に対し、就労体験の機会の提供に取り組みます。

子どもの学習支援「YELL（エール）」

鳥羽市では、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、学力向上と居場所づくりを目的に、学習支援を行っています。

日時：週1回（火曜日）16時～20時 ※奇数月の第3週のみ水曜日

場所：鳥羽市保健福祉センターひだまり

対象：小学4年生から中学3年生まで

ひとり親世帯・就学援助世帯・生活保護世帯・生活困窮世帯の子ども



(5) チャレンジできる社会づくり

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
28	ひきこもりに対する支援	長期間のひきこもりを続けている人に対して、進学や就労に向けた支援に取り組みます。また、ひきこもりについて相談ができる相談支援体制の構築を推進します。	市、社協
29	就労支援	就労を希望する人が、持てる力を発揮し、活躍できるよう、働く場づくりと就労支援を進めます。 ・とばびと活躍プロジェクト ・鳥羽市地域自立支援協議会しごと部会 ・鳥羽市シルバー人材センター ・暮らし相談支援センターとば	市、社協
30	こころの問題を抱える児童生徒への支援	心の悩みなどから学校に通えない児童生徒が再び通学できるよう、支援します。 ・鳥羽市教育支援センター「HARP（ハーブ）」	市教委
31	依存症からの回復支援	アルコールや薬物、インターネットやゲーム、スマートフォン等への依存症を克服するため、当事者グループの活動を支援するとともに、支援機関についての啓発を進めます。	市、社協
32	虐待を行った保護者や介護者等の再発防止支援	児童虐待について、関係機関と連携して保護者と家庭に対し、必要な支援を行うとともに、子どもと保護者が安定した生活ができるよう、支援します。 障がいのある人や高齢者に対する介護者等による虐待については、適切な介護・福祉サービスの提供により、介護者等の負担軽減を図り、住み慣れた地域で生活できるよう、支援します。	市、社協
33	罪を犯した人の社会復帰を支援	保護司会等と連携し、罪を犯した人が社会復帰できるよう、就労や住宅の確保等の支援を推進します。	市、社協

社会福祉協議会の取り組み

社会生活に復帰する人に対し、必要な情報を提供するとともに、支援機関につなぎます。当事者だけでは解決できないことについて、地域や福祉専門職、支援団体等と連携し、支援する体制の構築に取り組みます。

市民一人ひとりでできること

- 困っている人がSOSを出しやすい地域づくりに取り組みます。
- 身近な人から相談を受けたら、適切な支援につなげられるよう、窓口に連絡します。
- ひきこもりや不登校等についての正しい知識を身につけ、偏見をもたず、適切な対応を心がけます。
- 罪を犯したが更生し、社会復帰をめざそうとする人に対し、偏見は持たず、適切な対応を心がけます。
- ボランティア活動や地域活動を通じ、できることから手助けに取り組みます。

地域や事業所、団体でできること

- 専門職として、適切な指導・支援に取り組みます。
- 就労に課題のある人に対し、就労の場の提供に努めます。
- 公的なサービスにつながっていないために困難を抱えている人に対し、適切なサービス提供に努めます。
- 鳥羽市地域自立支援協議会しごと部会の一員として、障がいのある人の就労支援に取り組みます。
- 家庭において虐待等の事案が発生した際の一時保護施設として受け入れます。

基本目標 3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

(1) 情報提供の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
34	福祉サービスについての情報提供	広報誌やパンフレット、インターネット等において、各種福祉サービスについて情報提供を行います。	市、市教委 社協
35	伝わりやすい情報提供の実施	障がいや母国語の違いに応じた適切な情報提供のあり方を工夫します。文字の大きさや色、デザイン等、見やすい広報物の作成に取り組みます。また、読み上げ機能等、ICT※を活用するなど、必要な情報が届く方法を工夫します。紙媒体だけでなく、フェイスブックやツイッター、とばメール等、年齢層に応じた多様なメディアの活用に取り組みます。	市、市教委 社協
36	行事やイベントの際の情報伝達	手話通訳や要約筆記の活用等、行事やイベントについて、障がいに応じた情報伝達に取り組みます。	市、社協

※ICT・・・インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスをさす。

社会福祉協議会の取り組み

社会福祉協議会の事業内容や福祉情報を市民に提供し、啓発するため、広報誌「福祉ウェーブ」を年6回、発行するとともに、ホームページ等を通じて情報提供を行います。

県健康福祉部の「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」にもとづき、広報誌や各種広報・出版物の文字の大きさや色、デザインを工夫し、わかりやすい情報提供に努めます。

広報物や社会福祉協議会主催の行事・イベント等において、障がいの特性に応じた情報伝達を工夫します。

市民一人ひとりでできること

- 障がいや母国語の違いなどから、情報の入手が難しい人がいることを知り、身近に困っている人がいたら、必要な情報を知らせるよう、努めます。
- 手話奉仕員や要約筆記ボランティア養成講座に参加します。
- 一人では参加しにくい人に気づいたら、気軽に声をかけます。

地域や事業所、団体でできること

- 情報の入手が難しい人がいることを考慮しつつ、事業所や団体の広報誌やウェブサイトでの情報提供のあり方を工夫します。
- 行事やイベントを行う際には、可能な限り、障がい等に応じた情報伝達のあり方を工夫します。
- 事業所等の職員に対し、研修等を通じてわかりやすい情報提供のあり方についての周知・啓発を図ります。
- 福祉サービス等について説明する際に、障がいのある当事者にわかりやすい説明を心がけます。



わかりやすい情報提供とは

障がいや母国語の違いに応じて伝わりやすい情報提供のあり方を工夫することが大切です。三重県では、ユニバーサルデザインのまちづくり条例にもとづき、「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」を作成しています。

文字の大きさや文字・行間の広さだけでなく、伝わりやすい表現や視覚障がいのある人に見えやすい配色、様々な障がいのある人や外国人等への情報伝達の工夫などを紹介しています。

(2) 相談支援体制の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
37	行政における相談体制の充実	市民生活や納税相談、福祉等についての相談において、必要な情報を提供し、適切な支援につなげられるよう、相談業務担当者の研修を行います。	市
38	専門的な相談体制の充実	消費生活相談や法律相談、介護サービスについての相談など、専門的な相談に応じられる体制をつくります。 ・消費者相談 ・法律相談 ・弁護士相談 ・司法書士相談 ・公証人相談	市、社協
39	教育における相談の充実	心の教室相談員※の派遣やスクールカウンセラーの派遣等、教育における相談の充実を図ります。	市教委
40	相談者を断らない横断的な支援体制の実施 重点Ⅰ	保健福祉センターひだまりを拠点として、子どもから高齢者までの各分野での様々な相談支援、また制度のはざまとなる課題を抱えた世帯等の相談を取りこぼさないように各相談機関が連携していきます。 ・子育て世代包括支援センター ・基幹相談支援センター ・暮らし相談支援センターとば ・総合子ども相談「ほっぷ」 ・地域包括支援センター ・保健センター ・障害者相談支援事業所「キ・ラ・ラ」	市、社協

重点Ⅰ は重点プログラムⅠに関連する項目を表しています。

※心の教室相談員・・・教職経験者や青少年団体指導者など地域からの人材を学校に配置し、生徒の悩みの相談や話し相手になるものです。

社会福祉協議会の取り組み

保健福祉センターひだまりにおいて、民生委員・児童委員の協力により心配ごと相談や、弁護士や司法書士による法律相談を実施します。

分野を横断したきめ細かい相談支援体制の構築に取り組みます。

市民一人ひとりでできること

- 身近な相談者として、近所で困っている人の相談に応じます。
- 民生委員・児童委員や自治会等の役職者、ボランティアをしている人も、地域で困っている人の相談に応じるとともに、関係機関につなげるよう、努めます。
- 困ったときに相談できるよう、市や社会福祉協議会等の相談窓口について理解します。

地域や事業所、団体でできること

- 福祉事業所等は、支援が必要な人を見逃さないよう、相談を受け止め、関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。
- 福祉事業所等は、地域の福祉課題や福祉制度等について、日頃から職員の研修を行い、支援が必要な人を見逃さない取り組みを進めます。
- 日頃の活動を通じて相談を受けたときは、関係機関につなげます。
- よろず相談会を開催し、様々な悩みの相談に応じます。

(3) 多様な地域課題を解決するための仕組みづくり

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
41	地域福祉活動圏域ごとに課題を解決できる仕組みづくり 重点Ⅱ	地域福祉活動圏域ごとに地域課題を解決できるよう、福祉コミュニティづくりを推進します。地域住民が地域の課題解決に向けて取り組むことができるサポート体制をつくります。 ・地域福祉懇談会（まちトーク）の開催 ・コミュニティソーシャルワーク機能の設置 ・アクションプランづくり ・地域力強化推進事業	社協

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

地域の課題を共有し、課題解決のための福祉コミュニティづくりについて話し合うため、自治会や老人クラブ、ボランティア団体等、地域の多様な主体で構成される「地域福祉懇談会（まちトーク）」の開催・充実にめざします。地域の課題の掘り起こしに努めるとともに、地域住民が地域課題の解決に取り組むことができるよう、コミュニティソーシャルワーカーや、市が配置している生活支援コーディネーター等の福祉専門職と連携し、地域と様々な人や団体、機関を結びつけるサポートを行い、アクションプランづくりを行います。

市民一人ひとりでできること

- 地域福祉懇談会（まちトーク）にできるだけ、参加します。
- 地域福祉活動圏域づくりに向けた話し合いの場にできるだけ参加します。
- 地域で困っている人を助けるために何ができるか、みんなで考えます。

地域や事業所、団体でできること

- 地域福祉活動圏域づくりに向けた話し合いの場に、可能な限り参加し、地域のためにできることを考えます。
- 事業所、団体等において、地域福祉懇談会（まちトーク）を開催できるように努めます。
- 地域において、老人会や婦人会、子ども会に関係なく多世代が集まれる機会づくりに取り組みます。

！ アクションプランとは

地域住民の困りごとを地域みんなで受け止め、解決に向けて取り組む「地域共生社会」を実現するには、国や市ごとに決められた制度やサービスだけでなく、より身近な地域でそれぞれの事情にあった住民自身による活動が必要です。

そのために、自分たちに何ができるか、お互いにどのような力を出しあえばよいかについて、住民を中心に市や事業者、団体がともに考えてつくる計画がアクションプランです。

鳥羽市では、地域力強化推進事業のコミュニティソーシャルワーカーが中心となり、各地域、地域福祉活動圏域での活動や、地域課題の解決に向けて取り組めるように、住民との話しあいの場を設けています。



(4) 住民や関係機関、行政等の連携・協働の仕組みづくり

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
42	児童と保護者に対する支援 重点Ⅰ	ひとり親家庭や、保護者が心身や生活上の課題を抱えているなどで支援が必要な家庭と児童に対し、行政や支援機関、民生委員・児童委員等が連携し、適切な支援ができるよう取り組みます。 ・総合子ども相談「ほっぷ」	市、社協
43	障がいのある人に対する支援 重点Ⅰ	行政や支援機関、当事者団体等と連携し、様々な障がいのある人の日常生活の課題解決に向けて取り組みます。 ・鳥羽市地域自立支援協議会 ・危機ネットいせ ・伊勢志摩圏域自立支援協議会	市、社協
44	高齢者に対する連携した取り組みの推進 重点Ⅰ	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ・自立支援型地域ケア会議 ・高齢者施策推進委員会 (生活支援部会、在宅医療・介護連携部会、認知症部会) ・生活支援コーディネーターの設置	市、社協
45	制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人に対し分野横断的に支援する仕組みづくり 重点Ⅰ	制度のはざまにある課題や複合的な課題を抱えている人や家族を支援するため、庁内各部署を超えた検討の場を設置します。また、必要に応じて各機関・各職種が協働して課題解決に取り組みます。 ・地域共生政策会議 ・地域共生ケース会議	市、社協
46	生活困窮者の自立支援 重点Ⅰ	経済的な課題を抱えている人の背景を把握し、必要な支援機関につなぐとともに、自立支援プランの作成や就労支援等に取り組みます。 ・生活困窮者自立支援事業（自立支援プラン作成、家計改善支援、就労準備支援、住居確保給付金の支給等）	市、社協
47	市民の健康づくり・自殺対策の推進 重点Ⅰ	市民の健康づくり・自殺対策について、保健医療機関や関係行政機関、地域等が連携して取り組みます。	市

重点Ⅰ は重点プログラムⅠに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

複合的な課題を抱え、「制度のはざま」におかれ、地域で孤立している人（失業者、多重債務者、ひきこもり、生活困窮者）等について、関係機関と市民の連携のもと、早期把握・早期発見に努めるとともに、自立支援に取り組みます。

生活困窮者支援窓口を設置し、各種相談事業や訪問等を通じ、生活困窮状態にある市民の自立を支援します。また、各種福祉サービスや成年後見制度等の公的支援の適切な利用につなげるとともに、NPO団体やボランティア団体等を活用し、課題の解決に向けて取り組みます。

市民一人ひとりでできること

- 制度のはざまにある人に対して、ボランティアとしてできる支援に取り組みます。
- 一人の人を何人かでサポートする仕組みづくりに協力します。
- 困っている人を支援するためにどのような仕組みが必要か、考える場に参加します。

地域や事業所、団体でできること

- 鳥羽市地域自立支援協議会の構成メンバーは、連携して課題解決に向けて取り組みます。
- 専門機関として、困りごとを抱える人を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- みえ福祉の「わ」に参画します。



生活困窮者自立支援事業とは

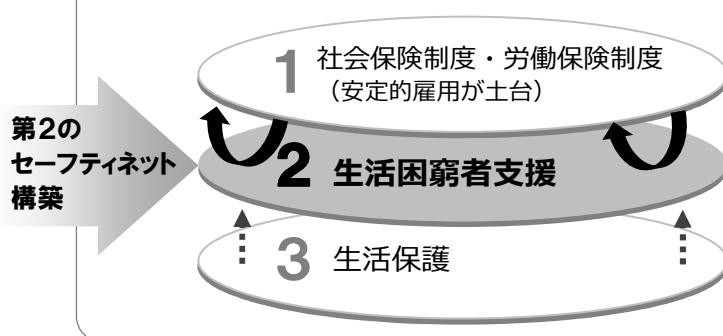
生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするために支援する制度。

鳥羽市では、「暮らし相談支援センターとば」において、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業を実施しています。

今や誰もが生活困窮に至る リスクに直面する時代へ・・・

- 生活保護受給者等の増加
- 雇用状況の変化（非正規雇用労働者の増加）
- いわゆる、ニート・ひきこもり等、人間関係が構築できずに困窮状態に至る人の増加

生活保護に至る前の支援の抜本的強化へ



基本目標 4 安心・安全な地域づくり

(1) 身近な地域での見守り活動の推進

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
48	地域住民による見守り活動の推進	民生委員・児童委員や、地域福祉推進員等を中心に、自治会単位での見守り活動を推進します。一人暮らし高齢者等を訪問する老人クラブのシルバーヘルパー活動を支援します。	市、社協
49	高齢者あんしん見守りネットワーク	市民や民生委員・児童委員、関係機関や介護保険サービス事業所等が連携し、高齢者あんしん見守りネットワークを構築し、高齢者が安心して生活できるように見守り支援を推進します。	市、社協
50	見守り活動の推進	様々な心身や生活上の課題を抱えて見守りが必要な人について啓発します。また、見守り活動に取り組む人材を養成し、地域のなかで互いに見守り、支えあう輪を広げます。 ・認知症サポーター養成講座 ・ゲートキーパー養成講座	市、社協
51	学校、保護者、地域住民等が連携した児童の安全確保	学校や警察、PTA、地域住民等が連携し、通学路の安全点検を実施するなど、児童の通学時の安全確保に取り組めます。また、地域住民による通学時の見守り等を推進します。 ・鳥羽市通学路安全プログラム	市、市教委

社会福祉協議会の取り組み

市民・事業所・市との連携により、一人暮らし高齢者や障がいのある人等、支援を必要とする人の把握に努めます。また、民生委員・児童委員や地域福祉推進員等に対し、見守り活動についての研修を行います。

シルバーヘルパーの活動を支援し、民生委員・児童委員や地域福祉推進員と連携できる体制づくりをめざします。

高齢者あんしん見守りネットワークを通じて、虐待の早期発見に努めるとともに、支援が必要な高齢者の生活上の課題の把握に努めます。

市民一人ひとりでできること

- 登下校中や放課後の子どもの安全を見守るパトロール活動に取り組みます。
- 地域で子どもや障がいのある人、高齢者等を見守る活動に積極的に参加します。
- 認知症サポーターやゲートキーパーの養成講座に参加します。
- 見守り活動のなかで、気になることがあれば、関係機関に連絡します。

地域や事業所、団体でできること

- 地域の一員として、見守り活動に参加します。
- 見守り活動のなかで、気になることを見つけたら、関係機関と連携して解決に向けて取り組みます。
- 業務のなかで、小さな異変を見逃さないように心がけます。



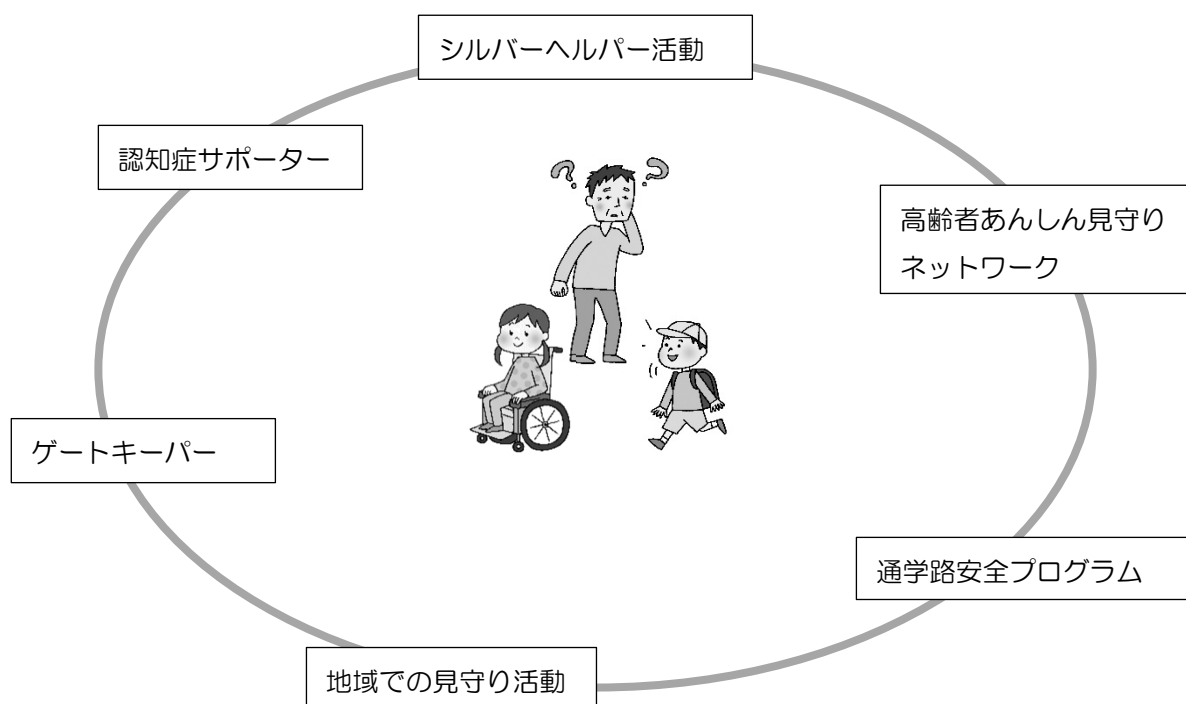
シルバーヘルパー活動とは

鳥羽市老人クラブ連合会が地域の見守り活動として実施している事業です。現在、24 地区において 29 人が活動しています。



見守りネットワークとは

鳥羽市には、子どもや障がいのある人、高齢者等を見守る様々なネットワークがあります。それらが連携し、市民が安心して暮らせるように支えています。



(2) 災害時に備えた支援体制の充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
52	避難行動要支援者名簿の整理・活用	避難行動要支援者名簿を整理・活用し、災害時に支援が必要な人を支援する仕組みづくりを進めます。	市
53	自主防災の推進	自主防災組織を支援し、災害時の初動確保を推進します。また、防災訓練の実施や、地域での防災用品の備蓄を促します。	市
54	福祉避難所の確保	市内事業所と協定を結ぶなど、福祉避難所の確保を進めます。	市
55	災害時の情報伝達の仕組みづくり	障がいのある人等に対し、災害時に必要な情報が伝わる方法を検討し、仕組みづくりに取り組みます。	市、社協
56	福祉サービス事業所の防災対策の促進	福祉サービス事業所に対し、災害時の避難誘導のマニュアル作成を促すとともに、防災訓練や備蓄品の確保等を促します。	市、社協

社会福祉協議会の取り組み

災害時の高齢者や障がい者等の避難誘導や、災害に強い地域づくり等の災害に関する講習会を関係機関・団体と連携して行います。

障害者互助会と連携し、防災デイキャンプを開催するとともに、福祉避難所について周知に努めます。また、災害時の避難や消火器の使用法を学ぶなどの防災訓練を関係団体とともに実施します。

災害ボランティア養成講座を引き続き開催し、災害ボランティアの養成に努めます。

市民一人ひとりでできること

- 様々な場面で防災・避難訓練に積極的に参加し、災害時に安全に速やかに避難できる方法を考えます。
- 防災デイキャンプに参加し、障がいのある人が災害時に安全に避難できるように努めます。
- 災害時には、逃げ遅れる人がいないよう、住民同士で声をかけあいます。
- 防災用品を備蓄するなど、日頃から災害時に備えます。
- 家族のなかで、災害時の避難方法について話しあいます。

地域や事業所、団体でできること

- 避難行動要支援者名簿に基づく避難支援体制づくりに取り組みます。
- 災害時に避難に支援が必要な人を地域で把握し、助けあえる仕組みづくりに取り組みます。
- 自治会や事業所等で、避難訓練に取り組むほか、避難マニュアルの作成や防災備蓄品を確保するなど、災害に備えます。
- 市と福祉避難所の協定を結び、災害時には障がいのある人等の避難場所とします。



災害時避難行動要支援者登録制度とは

高齢や障がいなどにより、支援がなければ避難することが困難な方がおられます。自力では避難が困難な方にあらかじめ登録していただき、地域の避難支援関係者（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）とその情報を共有することにより、災害が発生したときの避難支援に役立てる制度です。

名簿登録の対象者

- ①満 75 歳以上で一人暮らしまたは高齢者のみで構成する世帯の人
- ②要介護 3 以上の人
- ③身体障害者手帳 1 級または 2 級を有する人
- ④療育手帳 A 1、A 2 を有する人
- ⑤精神障害者手帳 1 級または 2 級を有する人
- ⑥その他、災害時において支援が必要と認められる人

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
57	各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実	各種個別計画に基づく保健・医療・福祉サービスの充実を推進します。 ・「鳥羽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」 ・「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」 ・「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」 ・「鳥羽市健康増進計画・鳥羽市食育推進計画」 「いのち支える鳥羽市自殺対策計画」	市
58	住民参加型のサービスの充実 重点Ⅱ	「ほっとスマイルサービス」の活動等、様々な力を活用したインフォーマルサービスの創出を促進します。	市、社協
59	共生型サービスの推進	同一事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを提供する共生型サービスの実施について検討するとともに、事業所に対して必要な情報を提供します。	市
60	社会福祉法人の地域貢献活動の促進	社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人には日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して無料または低額でのサービス提供を実施することが義務づけられたことについて住民等へ周知を図るとともに、必要な情報を提供します。	市、社協
61	介護予防・健康づくり活動の推進 重点Ⅱ	介護予防に取り組む団体や老人クラブ、サロン等に対し、「運動教室」や「栄養教室」等を紹介するなど自主的な活動を支援します。 ・とばらんす運動 ・高齢者ビデオ体操	市 社協

重点Ⅱ は重点プログラムⅡに関連する項目を表しています。

社会福祉協議会の取り組み

介護保険サービス事業者連絡会や鳥羽市地域自立支援協議会及び福祉事業所部会の運営支援を通じて、事業所間の勉強会や情報共有など、サービスの質の向上及び連携強化を進めます。

介護保険サービス事業者連絡会では、幹事会、各部会（施設部会・訪問系部会・通所系部会・居宅介護支援部会）において勉強会を開催し、専門的事例の研究、情報交換、交流等を行います。

鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、制度についての学習会、虐待等の具体的課題についての勉強会、意見交換会等を行います。

地域福祉活動圏域ごとの情報交換会等に福祉事業所の参加を促進し、社会福祉法人の活動を地域に結びつける支援を行います。

介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者との交流の機会を提供し、互いのサービスの違いや互いのサービスの活用の可能性について理解を深められる取り組みを推進します。

市民一人ひとりでできること

- 市の体操教室等に参加し、健康な身体づくりに取り組みます。
- 日頃からウォーキングをするなど、健康づくりに取り組みます。
- 住民参加型の「ほっとスマイルサービス」について知り、可能な方はお手伝いに協力します。

地域や事業所、団体でできること

- 社会福祉法人の地域貢献活動に取り組みます。
- 障がい福祉サービスと介護保険サービスについて知り、それぞれのサービスを活用して支援が必要な人の利益になるサービスの提供に努めます。
- 福祉事業所は、共生型サービスについて実施が可能かどうか検討するとともに、利用者にとって利益になるサービスの構築に努めます。
- 地域や事業所において、介護予防や健康づくりの活動に取り組みます。



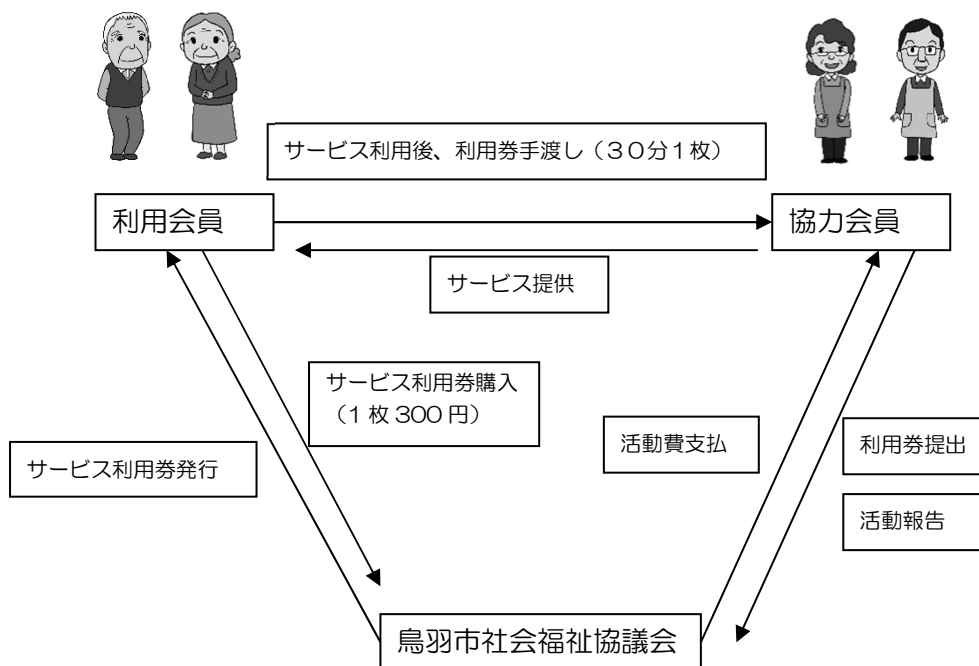
「ほっとスマイルサービス」

ほっとスマイルサービスは、住民参加型在宅福祉サービス（利用料をいただく有償の活動）です。会員相互の気兼ねない助けあいにより、在宅生活に不安のある方を支援し、「だれもが、安心して暮らすことができるまちづくり」を実現することを目的としています。

【サービスの具体的な内容】

掃除、洗濯、買い物、話相手、代読、食事、排泄、通院、外出時の付き添い、託児、地域のイベント参加への介助、市内外から来る障がいを持つ方の観光介助など。

※公的サービス（介護保険・支援費サービスなど）に該当する方は、公的サービスが優先されます。



(4) 権利を守る取り組みの推進

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
62	成年後見制度の周知と活用	認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方の権利を守る制度である成年後見制度の周知に努めます。また、成年後見人の選出費用が負担できない人に対し、費用を助成するなど必要な人が利用できるよう、支援します。 ・鳥羽市成年後見制度利用支援事業	市、社協
63	日常生活自立支援事業の活用	認知症や障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手や意思表示が困難な人に対し、日常生活自立支援事業が利用できるよう、支援します。	市、社協
64	虐待やDVの防止の周知	どのような行為が虐待やDVにあたるのかについて周知・啓発を図ります。また、オレンジリボン運動等の虐待防止に取り組む活動についての情報を提供し、虐待防止に関心を持つ人の輪を広げます。 ・虐待防止ネットワーク協議会	市、社協
65	虐待の早期発見・早期対応	子どもや障がい者、高齢者等への虐待の早期発見ができるよう、相談窓口等の周知・啓発に取り組みます。 また、虐待が通報・発見された場合には、早期対応ができるよう関係機関等との連携を強化し、必要なサービス等を提供し支援します。	市、社協

社会福祉協議会の取り組み

権利擁護を必要とする人に対し、権利が尊重され、その人らしく生きることができるよう、きめ細やかな支援を行います。権利擁護のあり方について、先進地の事例を参考に、鳥羽市にふさわしいあり方を検討します。

また、市民や関係機関との連携のもと、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待及びDVの防止に対する早期発見・早期対応を図ります。

市民一人ひとりでできること

- どのようなことが虐待やドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）になるかを知り、その兆候を見つけたら、関係機関に連絡します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について知り、必要な人がいれば活用を助言します。
- 虐待の早期発見に努めます。
- 虐待防止の啓発活動に参加します。

地域や事業所、団体でできること

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする人に対し、情報提供を行うとともに、適切な利用につなげます。
- 事業所や団体の職員に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての研修に努めます。
- 事業所等において、虐待防止の教育を行い、利用者に対する虐待を防止します。



成年後見制度とは

認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度です。親族等（身寄りがいない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度があります。



日常生活自立支援事業とは

認知症や精神障がい、知的障がいなどがある方で、十分な判断ができない人に代わって、日常の金銭管理や重要書類の預かり、福祉サービスの利用援助を行うサービスです。

この制度の利用は鳥羽市社会福祉協議会と契約を結び、日常の援助は、一定の研修を修了した生活支援員と専門員が行います。

(5) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

No.	取り組みの方向	取り組みの内容	実施主体
66	住み続けられるまちづくり	日常生活圏のなかで必要な物やサービスが得られるまちづくりのあり方について、調査・検討を進めます。	市
67	住宅の確保	一人暮らしの高齢者や保証人がいないなどの理由により、住宅を確保できない人に対し、公営住宅のあり方の見直し等、住宅確保の方策に取り組みます。	市
68	様々な移動手段の確保	市内の公共交通の確保として、かもめバス及び定期船を運航します。高齢化の進行に伴い、様々な資源を活用した地域交通のあり方について検討を進めます。 ・離島通所サービス利用支援事業	市
69	移動支援ボランティアの確保	ガイドヘルパーや移動支援ボランティアを養成し、外出が困難な人の移動支援に取り組みます。	市、社協
70	公共施設や公園・道路等のバリアフリー化	公共施設や公園・道路等のバリアフリー化を図り、様々な人が社会参加し、活動できる環境を整備します。また、様々な人が利用しやすいよう、多目的トイレの設置を進めます。鳥羽市地域自立支援協議会と連携し、バリアフリータウンウォッチングを開催し、バリアフリーの現状を調査し、整備に役立てます。	市
71	市民や事業所等に対する啓発	商業施設や民間施設に対し、ユニバーサルデザインのまちづくりについての周知・啓発に努めます。	市、社協
72	買い物支援	移動が困難な人が必要な物品を購入できるよう、買い物支援のあり方を検討します。	市、社協

社会福祉協議会の取り組み

市民や事業者に対し、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり条例の周知・啓発に努めるとともに、バリアフリータウンウォッチングを開催し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

「ほっとスマイルサービス」による外出支援のほか、ガイドヘルパーを養成し、高齢者や障がい者の外出を支援します。

地域福祉懇談会（まちトーク）等を通じて、住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けた市民のアイデアを募るとともに、実現に向けた取り組みを地域住民とともに推進します。

市民一人ひとりでできること

- バリアフリー化等の計画策定時の意見募集があれば、積極的に参加します。
- 鳥羽市地域自立支援協議会のバリアフリー・タウンウォッチングに参加します。

地域や事業所、団体でできること

- 施設を建設・整備する際には、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを心がけます。
- 鳥羽市地域自立支援協議会のバリアフリー・タウンウォッチングに参加し、当事者の意見を届けるように努めます。

バリアフリータウンウォッチング

市内のバリアフリー化の現状を確認するため、鳥羽市地域自立支援協議会と鳥羽市民生委員児童委員協議会障がい者部会で行っています。

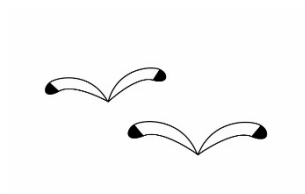
これまでに鳥羽駅周辺や鳥羽市役所、体育館、図書館などで実施しました。



第3節 地域福祉活動計画成果指標



指 標		平成 30 年度 実績	令和 6 年度 目標
基本目標 1	ボランティアの人数	1,335 人	1,400 人
	地域福祉推進員の人数	34 人	92 人 (46×2)
	地域福祉推進員のいる自治会数	22 地区	46 地区
	地域福祉懇談会の開催数	21 回 ※令和元年度4～11月	各町内で、年間1～2回
	地域福祉懇談会を開催した自治会数	18 地区 ※令和元年度4～11月	46 地区
基本目標 2	地域サロンの設置か所数	35 か所	46 か所
	福祉いどばた会議の開催回数	12 回	24 回
	学習支援の設置か所数	1 か所	2 所
	学習支援の利用者数	23 人	40 人
	市民活動・ボランティア交流会の参加団体数	36 団体	100 団体
	地域で見守りを必要とする人や気にかかる人に日頃から手助けをしている割合（アンケートから）	13.4%	
基本目標 3	生活困窮者自立支援事業の計画策定件数	18 件	—
	配慮が必要な人に応じた情報提供を工夫したイベント（手話通訳の配置、OHP・OHC等）	ひだまりフェスタ 障がい者の日 記念事業 地域福祉講演会	ひだまりフェスタ 障がい者の日 記念事業 地域福祉講演会 福祉啓発講習会
	情報伝達に配慮が必要な人に応じて工夫した広報物の有無（音声化、多言語化、点訳等）	広報とば 福祉ウェブ 市議会だより	広報とば 福祉ウェブ 市議会だより イベント情報等
	地域共生ケース会議開催数	11 件 ※令和元年度4～11月	—
	民生委員・児童委員の情報交換会、研修会の開催数	25 回	25～30 回
基本目標 4	災害ボランティア登録者数	18 人	100 人 (各地区2名くらい)
	防災デイキャンプ参加者数	46 人	100 人
	ほっとスマイルサービスの協力会員数	33 人	100 人
	バリアフリータウンウォッチングの参加者数	24 人	50 人
	10年後も住み続けたいと思う人の割合（アンケートより）	70.9%	



第 5 章 計画の推進



第1節 計画の推進体制について

本計画は、市民や事業者・法人等と市及び市社会福祉協議会が、それぞれ主体的に役割を発揮し、協働・連携して地域福祉（福祉のまちづくり）の推進に向けて取り組むことが必要です。

【市民の役割】

- 地域に暮らす市民それぞれが積極的に声かけやあいさつなどを行い、顔の見える関係づくりや日頃からの見守りあいを心がけます。
- 地域活動やボランティア活動等に参加することを通じ、困ったときはお互いに支えあい、助けあえる関係を築くことをめざします。
- 地域住民やその世帯が抱える様々な地域生活課題を把握し、地域で解決することが難しい課題については、社会福祉協議会や関係機関、市等と連携し、解決に向けて取り組みます。

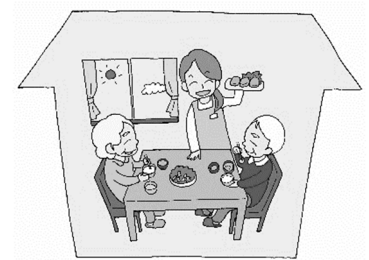


【福祉事業者等の役割】

- 専門性を発揮し、様々な交流の場づくりや地域の福祉課題に対応する取り組みを推進します。
- ボランティア活動等の場所を提供するとともに、福祉の専門機関としての知識を生かして市民や子ども達に福祉学習の機会を提供します。
- 市や社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、地域活動に参加して福祉のまちづくりを推進します。

【社会福祉法人の役割】

- 多様な福祉サービスについて、地域住民等や保健医療サービスと連携し、総合的に提供できるようにします。
- 地域で暮らす支援が必要な人に対し、無料または低額な料金で福祉サービスを提供し、少子高齢化や人口減少などの課題に取り組みます。



【事業者等の役割】

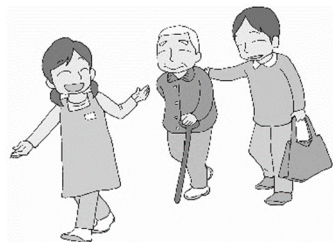
- 地域社会の一員として、地域課題に応じて市民や社会福祉協議会、市と協働の取り組みを推進します。
- 地域福祉活動に積極的に参加し、市民や地域との交流を深めます。

【市の役割】

- 市民の福祉向上をめざし、福祉施策を総合的に推進します。
- 地域住民等の取り組みについて、地域住民と関係機関の協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供される体制を整備します。
- 既存のサービスや制度だけでは解決できない課題について、市民や事業者、社会福祉協議会等、近隣市町や関係機関と連携し、制度の充実や改善に取り組みます。

【社会福祉協議会の役割】

- 地域住民が主体的に地域福祉課題の解決に向けて取り組むための仕組みづくりを行います。
- 地域住民や各種団体、事業者等と地域の課題を共有し、必要な支援を行うとともに、関係機関や専門機関につなぐコーディネートを行います。
- 学校や地域での福祉学習を推進し、地域福祉の担い手やリーダーを育成します。





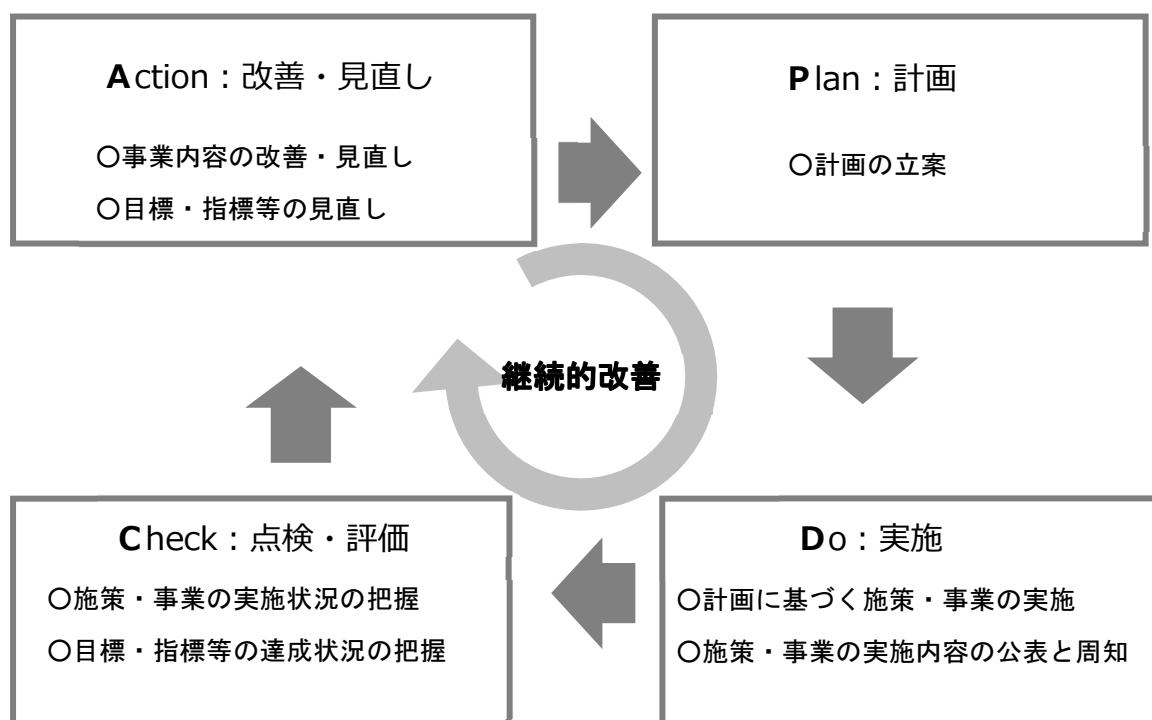
第2節 計画の進捗管理

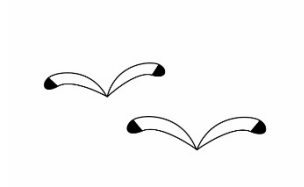
本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進行管理を担う組織として、市・社会福祉協議会の連携のもと「鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を継続的に設置し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

そして、計画の進捗状況を広く市民へ周知できるように、ホームページへの掲載等により計画の各年度の実施状況や変更・見直し等について公表していきます。

また、計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりのなかで実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。





資料編

1. 用語集

	用 語	説 明
あ行	I C T	インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。インターネットなどの通信技術を利用した産業やサービスをさす。
	アクションプラン	地域住民の困りごとを地域みんなで受け止め、地域で支えあう「地域共生社会」を実現するために、自分たちに何ができるか、お互いにどのような力を出し合えばよいかについて、住民を中心に市や事業者、団体がともに考えてつくる計画のこと。鳥羽市では、地域力強化推進事業のコミュニティソーシャルワーカーが中心となり、各地域、福祉圏域での活動や、地域課題の解決に向けて取り組めるように、住民との話し合いの場を設けている。
	依存症	アルコールや薬物、ギャンブル等の特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態をいう。自分や家族の生活に不都合が生じたり、本人の身体や心に悪影響を及ぼす。脳に作用するため、自分の意志でコントロールすることは難しく、専門機関による治療が必要。
	一般世帯	同じ住居で生活をとともにしている人の集まりや単身者、会社などの寮に住んでいる人をいう。全世帯は、これに加えて、病院の入院患者や施設の入居者、学校の寮で暮らす学生が含まれる。
	インフォーマルサービス	公的機関や介護サービス事業所等が法律や制度に基づいて提供するフォーマルサービスに対して、住民やボランティア、NPO等が非制度的に提供するサービスのこと。
	S D G s	「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略。2015年の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標。17の目標と169のターゲットで構成されている。
	N P O (N P O法人)	Non Profit Organizationの略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けたNPO法人（特定非営利活動法人）をいう。
	O H C	オーバーヘッドカメラ（書画カメラ）のこと。資料などをビデオカメラで撮影し、スクリーンやモニターに写し、会議など多人数が集まる場で見ることのできる装置。
	O H P	オーバーヘッドプロジェクターの略。透明のシートに書いた文字や図表などをスクリーンに投影する装置。
か行	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減を図ったり、悪化を防止するために行う活動。日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、生活の質の向上をめざす。
	ガイドヘルパー	一人で外出することが困難な障がいのある人に対し、外出時に必要なサポートや介助を行う人のこと。
	核家族	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯をいう。
	虐待	児童や障がい者、高齢者等に対する行為で、殴る、蹴るなどの暴力行為や拘束などをする身体的虐待、わいせつな行為等の性的虐待、無視や脅しなどの心理的虐待、食事を与えない、世話をしない、入浴や着替えをさせないなどの世話の放棄、放任（ネグレクト）などがある。高齢者や障がい者に対しては、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の使用を制限するなどの行為は経済的虐待にあたる。児童に対しては、性的行為を見せたり、ポルノグラフィの被写体にする行為も性的虐待にあたり、兄弟姉妹間での差別的な扱いや子どもの目の前で暴力をふるう行為も心理的虐待になる。

	用 語	説 明
か行	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。 まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業などの団体、そして行政など公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出しあい、そして連携と協力をする事。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合。
	コーホート変化率法 (コーホート分析)	コーホートとは、同じ年（または期間）に生まれた人々の集団を指し、各年の人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
	心の教室相談員	教職経験者や青少年団体指導者など地域からの人材を学校に配置し、生徒の悩みの相談や話し相手になるもの。
	コミュニティ	近隣社会や町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体をいう。
	コミュニティ ソーシャルワーカー	地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支えあい体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人のことをいう。
さ行	サロン活動	地域住民とボランティアが協働で企画をし、運営する楽しい仲間づくりの活動。高齢者、障がい者、子育て中の親などのサロンがある。
	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体をいう。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。法律で規定する社会福祉事業のほか、必要に応じ公益事業や収益事業を行うことができる。
	自立支援	加齢や疾病に伴い、自立して生活することに不安のある人に対して、自らの意思に基づきその能力と状態に応じた日常生活ができるように支援すること。
	シルバー人材 センター	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。
	スクール カウンセラー	いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加などを背景に、児童生徒や保護者の悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、文部科学省が全国の中学校に配置を進めている臨床心理士などの学校外の専門家。児童生徒のほか、保護者や教職員の相談に応じるほか、事件・事故等の緊急時の被害児童生徒の心のケアなどを行っている。
	スクール ソーシャルワーカー	児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけるとともに、医療機関や児童相談所、福祉事務所等と連携し、問題解決を図る社会福祉の専門家。いじめや不登校、児童虐待、貧困問題等に対応するため、国が学校や教育委員会に補助をし、配置を進めている。

	用 語	説 明
さ行	成年後見制度	認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度にあわせて後見人等（後見人・保佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。
た行	地域福祉懇談会	地域住民や地域福祉の担い手が集まり、身近な暮らしの課題について話し合い、住みやすい地域づくりについて考えるもの。
	地域福祉推進員	地域福祉課題の解決に向けて地域での福祉活動を推進するため、各地域に設置しており、民生委員・児童委員をサポートする役割を担う。自治会長と民生委員・児童委員の推薦により、市社会福祉協議会が委嘱する。
	DV （ドメスティック バイオレンス）	夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれる。
	点訳	視覚に障がいのある人のために、活字で書かれている書籍や雑誌、広報誌、新聞などの内容を点字にして伝えること。
な行	認知症	アルツハイマー病や脳血管障がい等により脳の機能が低下することで、「もの忘れ」や「判断力低下」等が起こる病気。
	ネットワーク	様々な機関や団体、組織、個人などが相互に連携することにより新たな仕組みを生み出し、課題解決に役立つ機能を発揮する状態をいう。また、そのようなことをめざした、社会的・組織的つながりのこと。
は行	バリアフリー	もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がいのある人だけではなく、すべての人にとって日常生活に存在する様々な（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。
	パブリックコメント	行政機関が政策を実施する際に、あらかじめその案を公表し、市民から提出された意見や情報を募集する手続き。寄せられた意見を考慮し、意思決定を行う。
	避難行動要支援者 名簿	高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人（避難行動要支援者）の名簿をいう。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）により、自治体による作成を義務付けること等が規定された。
	ファミリー・サポ ート・センター 事業	乳幼児や小学生等の児童のいる保護者等を会員として、児童の預かりを希望する人と、援助を行うことを希望する人をマッチングし、相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。
	保護司	保護司法で定められ、社会奉仕の精神で犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する活動をしている。
	ボランティア	一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供することをいう。その内容・形態は多様となっている。

	用 語	説 明
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期３年の職。児童福祉法の児童委員をかね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。
や行	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無等にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。
	要約筆記	発言者の話を聞き、要約して文字であらわすことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のこと。

2. 鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥羽市地域福祉計画及び活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し、専門的な意見や提言を求めるため、鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関して必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 自治会、婦人会、老人会、事業所の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年3月31日とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任期中、代表者等変更がなされた場合は、後任者が引き継ぐものとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

3. 策定経過

開催（実施）事項 期 日	内 容
アンケート調査の実施 ●実施期間 平成 31 年 4 月 25 日（木）～令和元年 5 月 31 日（金）	
第 1 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和元年 7 月 24 日（水）	1. 地域福祉計画及び活動計画について 2. 現行の鳥羽市地域福祉計画の紹介・ 鳥羽市地域福祉活動計画の進捗状況 3. 策定スケジュールについて 4. 鳥羽市の地域福祉に関するアンケート調査 結果報告書
第 2 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和元年 8 月 28 日（水）	1. 地域福祉計画骨子案について ①市の現状（統計資料）について ②統計資料に基づき、市の課題についての 意見交換
第 3 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和元年 9 月 11 日（水）	1. 全体のスケジュール及び本日の目標について 2. 第 3 章 基本的な方向性について 3. 第 3 次計画の施策体系について 第 4 章 計画の展開のフォーマットについて 4. 第 3 期地域福祉活動計画について
鳥羽市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に かかるワークショップ（社会福祉協議会） ●日時 令和元年 10 月 24 日（木）	鳥羽らしい地域共生社会をつくるには ～社協職員として何をすべきか～
第 4 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和元年 11 月 6 日（水）	1. 計画の方向性、地域福祉計画・地域福祉活動計 画素案について 2. グループ討議
団体ヒアリングの実施 ●実施期間 令和元年 7 月～令和元年 12 月	
第 5 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和元年 12 月 11 日（水）	1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について
パブリックコメント（意見募集）の実施 ●実施期間 令和 2 年 1 月 6 日（月）～1 月 24 日（金）	
第 6 回 第 3 次鳥羽市地域福祉計画及び 第 3 期地域福祉活動計画策定委員会 ●日時 令和 2 年 2 月 5 日（水）	1. パブリックコメントの意見について 2. 第 3 次鳥羽市地域福祉計画案について 3. 第 3 期鳥羽市地域福祉活動計画案について

4. 鳥羽市地域福祉計画及び活動計画策定委員会名簿

	氏名	所属
委員長	大井 智香子	皇學館大学
副委員長	斎藤 陽二	鳥羽市自治会連合会
	羽根 靖之	志摩医師会
	佐々木 保	鳥羽市老人クラブ連合会
	赤尾 勉	鳥羽市民生委員児童委員協議会
	浦口 久子	鳥羽市民生委員児童委員協議会
	亀川 聖子	鳥羽市教育委員会
	山本 英子	鳥羽市ボランティア連絡協議会
	竹内 裕司	社会福祉法人恒心福祉会 あらしま苑
	樋口 智佐代	社会福祉法人三重福祉会 鳥羽陽光苑
	笠井 杉代	社会福祉法人あしたば福祉会
	城山 好美	社会福祉法人 有明の里
	井村 房代	鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会
	浦田 実佳	鳥羽市地域自立支援協議会 障がい福祉事業所部会
	清水 政美	一般公募
	濱田 康太	三重県社会福祉協議会
	山口 訓広	三重県社会福祉協議会
	高浪 七重	鳥羽市企画財政課
	大矢 剛史	鳥羽市市民課

第3期鳥羽市地域福祉活動計画

発行・編集：社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会

住所 〒517-0022
三重県鳥羽市大明東町2番5号
TEL 0599-25-1188
FAX 0599-25-1117

発行年月：令和2年3月



第3期鳥羽市地域福祉活動計画

令和2年3月

社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会